令和5年9月5日 生活文化政策部 文化・国際課

#### 世田谷区第二次多文化共生プラン(素案)について

#### 1 主旨

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく、現行の「世田谷区多文化共生プラン」の計画期間が令和5年度で終了することから、引き続き区の多文化共生の推進を図るため「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定を進めてきた。このたび、素案を取りまとめたので報告する。

#### 2 計画期間

令和6 (2024) 年度から令和9 (2027) 年度までの4か年

3 世田谷区第二次多文化共生プラン (素案) の内容 別紙「世田谷区第二次多文化共生プラン (素案)」概要版及び本編のとおり

第1章 計画の背景

第2章 計画の概要

第3章 施策の展開

第4章 推進体制

#### 4 検討体制

- (1) 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会
  - ・区長からの諮問に対し、審議し、考え方をまとめ答申する。
  - ・審議会での審議に向けた具体的な検討は、多文化共生推進部会で行う。
- (2) 庁内での検討体制
  - •世田谷区国際化推進委員会(部長級)
  - · 世田谷区国際化推進協議会(関係課長)

#### 5 今後のスケジュール(予定)

令和5年 9月 区民意見募集

11月 審議会からの答申(「計画策定にあたっての考え方」について)

令和6年 2月 区民生活常任委員会報告(計画案、区民意見募集実施結果)

3月 世田谷区第二次多文化共生プラン策定

# 世田谷区 第二次多文化共生プラン 素案<概要版>

令和5年9月 世田谷区

# 第1章 計画の背景

# 1 計画策定の趣旨・背景

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画 と多文化共生を推進する条例」第9条に定め る行動計画

世田谷区多文化共生プラン (2019年度~2023年度)



# <社会状況の変化>

在留外国人数の増加 及び多国籍化 入管法等の法改正等



(令和6(2024)年度~令和9(2027)年度)

# 2 国、都、区の動向

## ✓入管法の改正

新たな在留資格「特定技能」の創設

# 国の動向

## ✓日本語教育の推進に関する法律の成立

地方公共団体における、日本語教育の推進に必要な施策実施の努力義務

### ✓地域における多文化共生推進プランの改訂

多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

# 東京都の 動向

## ✓東京都つながり創生財団の設立

「人」と「人」とのつながりによる地域コミュニティ 活性化を支援する団体

√「東京における『地域日本語教育の体制づく り』のあり方」の策定

地域日本語教育の推進に関して、地方公共団体が 共通して踏まえるべき視点や目標

## ✓(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)の開設・運営

区の国際・多文化共生施策をより推進するため、情報発信や場(機会)の提供を行う

# ▼東京外国人支援ネットワークへの加盟

ネットワーク間での相互連絡・情報交換を進め、外国人のための専門家相談会を協働で実施

✓「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置

ウクライナ避難民の受入れにあたり、具体的な課題や支援の内容を検討する

# 1 計画の位置づけ



#### 関連計画

- ◆世田谷区第4期文化・芸術振興計画
- ◆世田谷区教育ビジョン
- ◆世田谷区地域防災計画
- ◆世田谷区高齢者保健福祉計画
  - ・介護保険事業計画
- ◆世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画
- ◆世田谷区地域行政推進計画
- ◆世田谷区立図書館ビジョン

# 世田谷区第二次多文化共生プラン

令和6 (2024) 年度 ~令和9 (2027) 年度

# 世田谷区第二次 男女共同参画プラン

平成29 (2017) 年度 ~令和8 (2026) 年度

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と 多文化共生を推進する条例

#### 【国】

- ・地域における多文化共生推進プラン
- ・日本語教育の推進に関する法律
- ・出入国管理及び難民認定法

#### 【東京都】

- ·東京都多文化共生推進指針
- ・東京における「地域日本語教育の体制 づくり」のあり方

# 2 計画期間

区の基本計画や実施計画との整合性を図るため、

令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4か年とする。

※計画期間中に社会情勢等の変化などにより、計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行う。

# 3 計画の基本理念

誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、

安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや

# 4 計画の基本方針

- 1 誰もが安心して暮らせるまちの実現
- 2 地域社会における活躍の推進
- 3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

# 5 計画の体系

基本理念

安心・安全に暮らせる誰もが共に参画・活躍でき、人

権が尊重され

多文化共生のまち

せたがや

基本方針

施策の方向性と内容

実現て暮らせるまちの 誰もが安心し

言語や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語化、「やさしい日本語」での情報提供や日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての支援を行う。

日本語支援の充実

行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進

【重点】生活基盤の充実

災害等に対する備えの充実

ICTを活用した環境整備

ける活躍の推進2 地域社会にお

外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、 参画する機会をつくる。

多文化共生の地域交流促進

【重点】地域活動への参加促進

区政への参画推進

見・差別の解消 意識づくり及び偏 多文化共生の

誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消をめざす。

【重点】多様な文化を受け入れる意識の醸成

多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団 体支援の充実 学校教育における多文化共生に関わる教育の推進

不当な差別的取扱いへの対応強化

# 6 重点施策

# 【基本方針1】→生活基盤の充実(重点①)

生活情報の提供や相談体制の整備のほか、生活全般にわたる支援を充実させることで、安心して暮らせるまちが実現する。

# 【基本方針2】➡地域活動への参加促進(重点②)

外国人が地域活動に参加することで、新たな視点や発見が期待できるなど、日本人・外国人双方の多文化共生の意識が 広がる。

# 【基本方針3】→多様な文化を受け入れる意識の醸成(重点③)

互いの文化や習慣等への理解を深め人権を尊重し合うことで、偏見や差別の解消に繋げることができる。

# 7 数值目標

## 多文化共生の推進に向けた数値目標(世田谷区民意識調査)

多文化共生が進んでいると思う区民の割合

### 重点施策に基づく数値目標(世田谷区民意識調査)

重点② 外国人の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合

重点③ 外国人に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合

## 重点施策に基づく数値目標(外国人アンケート調査)

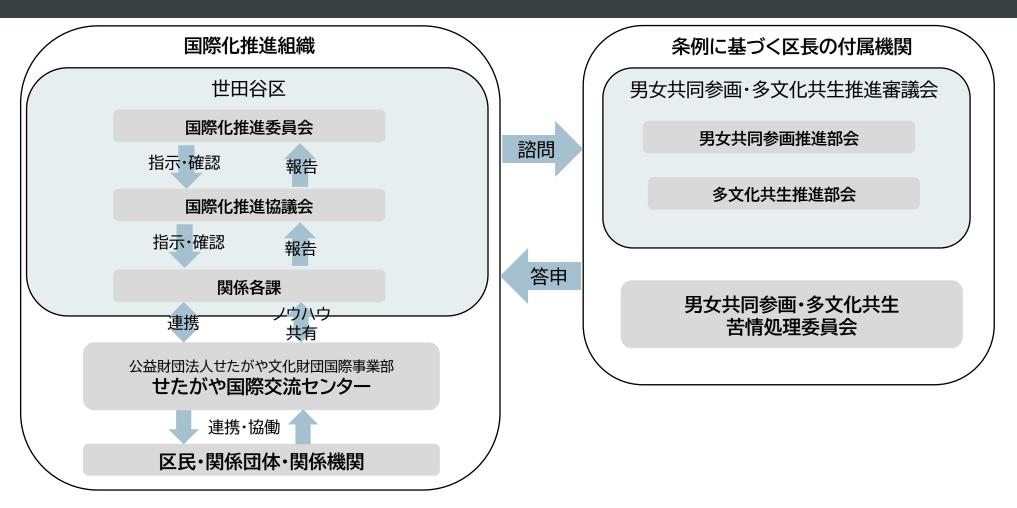
重点① 外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合

重点③ 外国人に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合

# 第3章 施策の展開

基本 方針	主な課題	施策の主な方向性		
暮らせるまちの実現1 誰もが安心して	・外国人のニーズに沿った日本語学習機会の提供 ・多言語、「やさしい日本語」を活用したわかりやすい情報発信 ・外国人が必要な情報を得られる環境づくり ・災害時の情報発信及び情報の多言語化等 ・区ホームページを中心としたICT技術の活用	・時間に限りがある方などでも参加できる、参加しやすい学習機会の提供を行う。 ・外国人向けに分かりやすい情報を提供できるよう、多言語化や「やさしい日本語」 の活用、ユニバーサルデザインにも留意した情報の表記及び発信に努める。 ・安定した相談体制の推進及び関係各課・団体等と連携した情報の収集及び案内を 行う。 ・災害に備えた情報発信に加え、災害発生時に活用可能な情報の収集・整理及び啓 発を行う。 ・区ホームページを中心に、SNS等も活用しながら情報にアクセスしやすい環境づく りを進める。		
ける活躍の推進2 地域社会にお	・交流事業や、外国人が活躍できる場づくりにおける言語的な不安の軽減 ・地域コミュニティやボランティア活躍機会の見える化 ・外国人住民のみならず、日本人住民の意識についても把握する機会の創出	・各事業の実施にあたり、多言語や「やさしい日本語」の活用を進め、外国人も参加しやすい環境づくりに努める。 ・誰もが参加・活躍できるよう広く参加促進を行うとともに、機会があることの更なる周知を行う。 ・調査や意見交換会を引き続き実施し、外国人住民のみならず日本人住民の意識の把握にも努める。		
3 多文化共生の意識づくり及	・受入れ社会の人権意識の醸成について、継続・強化 ・学校における人権尊重の視点に立った多文化共生意識を醸成する取組みの推進 ・多文化共生・国際交流活動団体への支援の強化	・偏見・差別の解消に向け、人権についての学習等を通じて多文化共生の意識醸成に努める。 ・教員向けの人権教育研修など、国際理解教育に加え人権尊重の視点に立った取組みを進める。 ・様々な団体による多文化共生や国際協力を目的とした活動等に対し、広く支援を行う。		

# 第4章 推進体制



## 【進行管理】

本プランに基づき実施された事業については、毎年度実績調査を行い、進捗状況を把握する。その結果については、 国際化推進委員会で検証のうえ、男女共同参画・多文化共生推進審議会に報告し、社会状況や国・都の動向を踏ま え、必要に応じて見直しを行う。

# せたがゃくだいにじたぶんかきょうせいぷらん世田谷区第二次多文化共生プラン

## そあん **(素案)**

<sup>れいわ</sup>令和6(2024)年度~令和9(2027)年度

れいわ 令和5(2023)年9月 せたがやく 世田谷区

はじめに	
調整中	

# 世田谷区第二次多文化共生プラン 素案(案)

## 目 次

	草  計画の背景	
1	計画策定の趣旨・背景	. 6
2	国、都、区の動向	. 7
	(1) 国の状況	. 7
	(2) 都の状況	10
	(3) 区の状況	12
第	2章 計画の概要	
1	計画の位置づけ	20
	(1) 計画の位置づけ	20
	(2) 計画の期間	21
	(3) SDGs の推進	21
2	計画の基本理念・基本方針	
	(1) 基本理念	22
	(2) 基本方針	22
3	計画の体系	24
4	重点施策	25
	(1) 重点施策	25
	(2) 数値目標	26
第	33章 施策の展開	
1	基本方針 1: 誰もが安心して暮らせるまちの実現	28
	(1) 日本語支援の充実	28
	(2) 行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進	29
	(3) 生活基盤の充実【重点】	31
	(4) 災害等に対する備えの充実	33
	(5) ICT を活用した環境整備	34
2	基本方針 2:地域社会における活躍の推進	35
	(1) 多文化共生の地域交流促進	35
	(2) 地域活動への参加促進【重点】	37
	(3) 区政への参画推進	38
3	基本方針3:多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消	39
	(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】	39
	(2) 学校教育における多文化共生に関わる教育の推進	41
	(3) 多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体の支援	42
	(4) 不当な差別的取扱いへの対応強化	43
舅	<b>9.4章 推進体制</b>	
1	推進体制	46
2	推進体制図	48
3	進行管理	48

## 関連資料

1	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例	50
2	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則	57
3	出入国在留管理庁による在留外国人に対する基礎調査結果(令和3年度)	59
4	区民への意見聴取結果	60
5	「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」委員名簿	78
6	世田谷区国際化推進委員会設置要綱	79
7	世田谷区国際化推進協議会設置要綱	80

# 第1章 計画の背景

## 1. 計画策定の趣旨・背景

世田谷区では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」(平成30(2018)年)の第9条に定める、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画として、平成31(2019)年3月に「世田谷区多文化共生プラン」(以下「第一次プラン」という。)を策定しました。第一次プランでは、基本理念である「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる多文化共生のまち、せたがや」のもと、基本方針として「地域社会における活躍の促進」「誰もが安心して暮らせるまちの実現」「多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消」を掲げ、共生社会の実現のためさまざまな施策を実施してきました。

区内在住の外国人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少したものの、入国制限の緩和等により令和 4 (2022) 年半ばから再び増加傾向にあり、令和 5 (2023) 年 8 月時点ではコロナ禍前のピーク時(令和 2 (2020) 年 2 月、23,124 人)を上回り、過去最多の 24,481 人となっています。令和 5 (2023) 年 7 月の世田谷区将来人口推計では、区内在留外国人数は令和 6 (2024) 年以降も増加し続け、令和 24 (2042) 年には 4 万 6,000 人を超えて区の総人口に占める割合は約 5%になると予測しています。また、平成 31 (2019) 年 4 月に施行された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」では、在留資格に「特定技能」が創設され、新たな外国人材の受入れを進めています。

このような動きから、今後外国人数の更なる増加や外国人区民の多国籍化が見込まれ、多文化共生施策の重要性はより高まってきています。

これらの社会情勢の変化に応じた新たなプランを策定するにあたり、令和 4 (2022)年に区が実施した「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」(以下、「意識・実態調査」という。)やヒアリング調査、区民意識調査などの結果を踏まえ、現状と課題を整理したうえで「世田谷区第二次多文化共生プラン」を策定しました。本プランを基に、多様性を尊重する社会の実現をめざし、多文化共生の推進を図ります。

※「多文化共生」とは、全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことを言います(条例第2条2項)。従って、本計画における「外国人等」は、外国籍を有する者及び外国にルーツのある日本国籍を有する者等を含むとともに、本計画は、国籍、民族等の異なる全ての人々を対象としています。

なお、第2章及び第3章における事業名称等の「外国人」は、「外国人 等」と同様の意味で用いています。

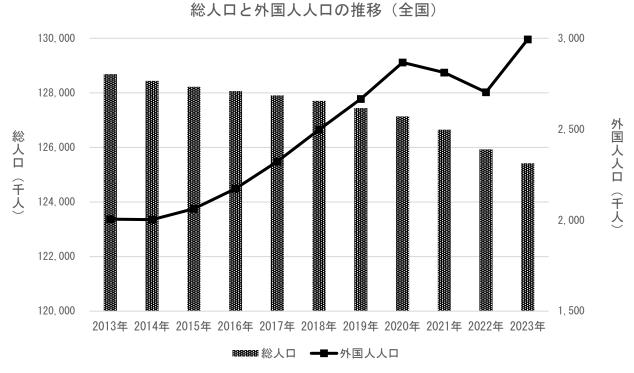
# 2国、都、区の動向

## (1) 国の状況

#### ① 在留外国人の人口

令和5 (2023) 年1月1日における日本国内の在留外国人数は299万3,839人と、前年に比べ28万9,498人増加しました。新型コロナウイルスの影響により、令和3 (2021) 年から2年連続で減少していましたが、3年ぶりに増加に転じ過去最多となっています。

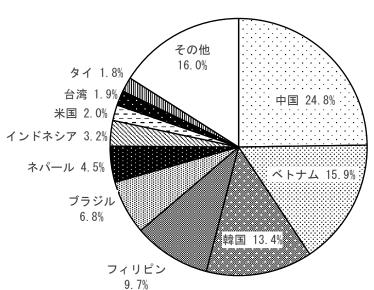
また、令和5(2023)年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した新たな人口推計によると、2070年には外国人数が939万人となり総人口の10.8%を占めると予測されています。



出典:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日)

### ② 国籍·地域別外国人数

全国の在留外国人内訳(国籍・地域別)では、中国(24.8%)、ベトナム(15.9%)、 韓国(13.4%)が上位となっています。

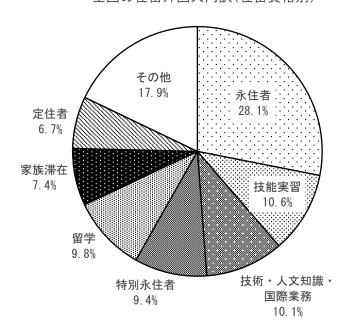


全国の在留外国人内訳(国籍・地域別)

出典:法務省「在留外国人統計(2022年12月末)」

### ③ 在留資格別外国人数

全国の在留外国人内訳(在留資格別)では、永住者(28.1%)、技能実習(10.6%)、 技術・人文知識・国際業務(10.1%)が上位となっています。



全国の在留外国人内訳(在留資格別)

出典:法務省「在留外国人統計(2022年12月末)」

#### ④ これまでの取組み

#### 【多文化共生に向けた施策の推進】

令和 2 (2020) 年に「地域における多文化共生推進プラン」が 14 年ぶりに改訂され、地方公共団体に対して、地域の実情を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画などの見直しを行い、多文化共生施策の更なる推進が求められました。

また令和4(2022)年には、めざすべき共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な重要課題及び具体的施策等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が策定されました。

◇平成30(2018) 年12月:「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の

取りまとめ

◇令和 2 (2020) 年 9 月 :「地域における多文化共生推進プラン」の改訂

◇令和4(2022)年6月:「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の公表

#### 【出入国及び外国人の在留の公正な管理】

全ての人の出入国及び外国人の在留の公正な管理を図るため、平成31(2019)年4月に出入国在留管理庁が設置され、健全な国際交流、出入国審査や在留外国人の適正な管理などのほか、外国人と日本人が共生する社会の実現に向けた、外国人の受入環境整備も行っています。

また、産業分野の人材不足を背景に一定の専門性・技能を有する外国人材を対象とする新たな在留資格「特定技能」の創設など、外国人材の受入れが拡大しています。

令和5(2023)年には、紛争避難民など、難民に準じて保護すべき外国人を「補完的保護対象者」として認定し保護する手続を設け、また一方で、難民認定手続き中に送還が停止される規定に例外を設けるなど、新たな動きもありました。

◇平成31(2019)年4月:「出入国在留管理庁」の新設

◇平成31(2019) 年4月:「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を 改正する法律」の施行、在留資格「特定技能」の創設

◇令和5(2023)年6月:「出入国管理及び難民認定法」改正法案の可決・成立

#### 【日本語教育の推進に関する体制整備】

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和元 (2019)年に日本語教育の推進に関する法律が制定され、地域の状況に応じた日本 語教育の推進が自治体の責務となりました。

また、令和5(2023)年には、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、居住する外国人が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備を目的とした 法律が可決され、日本語教育機関の認定制度並びに、認定日本語教育機関の教員の 資格が創設されました。

◇令和元(2019) 年 6 月:「日本語教育の推進に関する法律」の公布・施行

◇令和2(2020)年8月:「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の作成

◇令和3(2021)年10月:「日本語教育の参照枠」の取りまとめ

◇令和 4 (2022) 年 11 月:「地域における日本語教育の在り方」(報告)の取りまとめ

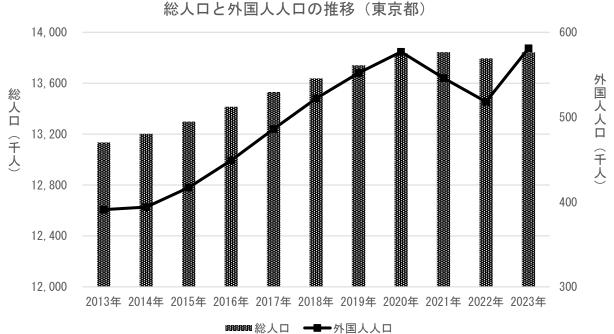
◇令和5(2023)年5月:「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語

教育の認定等に関する法律」の可決・成立

## (2) 都の状況

#### ① 在留外国人の人口

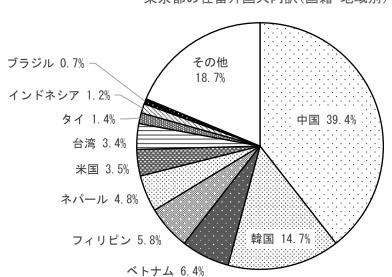
東京都の住民基本台帳による外国人人口は、令和5(2023)年1月現在で58万1,112人となっています。全国と同様に、平成26(2014)年以降増加し続けていた外国人人口は、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに大きく減少していましたが、令和5(2023)年には再び増加に転じ過去最多となっています。



出典:住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年1月1日)

#### ② 国籍·地域別外国人数

東京都の在留外国人内訳(国籍・地域別)では、中国(39.4%)、韓国(14.7%)、ベトナム(6.4%)が上位となっています。



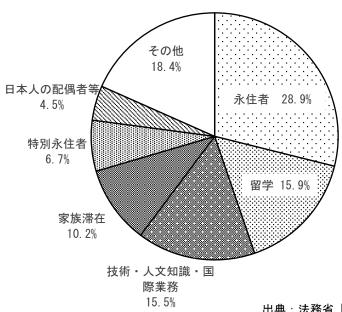
東京都の在留外国人内訳(国籍・地域別)

出典:法務省「在留外国人統計(2022年12月末)」

#### ③ 在留資格別外国人数

東京都の在留外国人内訳(在留資格別)では、永住者(28.9%)、留学(15.9%)、技術・人文知識・国際業務(15.5%)が上位を占めています。





出典:法務省「在留外国人統計(2022年12月末)」

#### ④ これまでの取組み

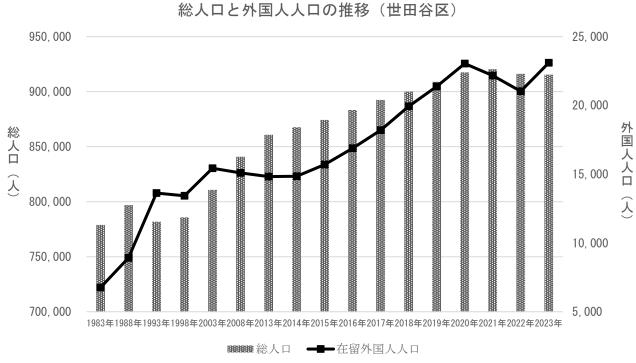
東京都は、東京における多文化共生社会の実現に向けた取組を推進するため、平成28 (2016)年2月に「東京都多文化共生推進指針」(以下「指針」という。)を策定しました。本指針では、基本目標に「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」を掲げるとともに、「日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備」、「全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実」、「グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成」という3つの施策目標を設定しています。指針に掲げた目標を推進するため、令和2(2020)年10月に一般財団法人(令和5(2023)年4月より公益財団法人)東京都つながり創生財団を設立し、連携しながら在住外国人に対する生活情報・防災情報の一元的な提供や、多言語による相談の対応、「やさしい日本語」の普及啓発など各種取組みを進めています。

また、国による「日本語教育の推進に関する法律」や「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の策定など、地域日本語教育の推進に関する動きを受け、令和5(2023)年3月、「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」を示し、地方公共団体が主体的に地域日本語教育の体制づくりを進めていく上で共通して踏まえるべき視点や目標等についてまとめています。

## (3) 区の状況

#### ① 在留外国人の人口

世田谷区内の在留外国人は、平成 20 (2008) 年のリーマンショック前後と平成 23 (2011) 年の東日本大震災以降に一時的に減少となりましたが、平成 26 (2014) 年以降は増加し続け、令和 2 (2020) 年は 2 万 3,000 人を上回りました。その後、国や都と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少しましたが、令和 5 (2023) 年 1 月には大きく増加に転じ、2 万 3,094 人となりました。



出典:世田谷区統計書(各年1月1日)

東京都 23 区内の外国人人口の割合は、新宿区が 11.63%ともっとも高く、世田谷区は 2.52%で 23 区中第 23 位です。しかし、実数では、23 区中第 10 位となっています。

## 23 区の在留外国人の割合

#### 23 区の在留外国人の実数

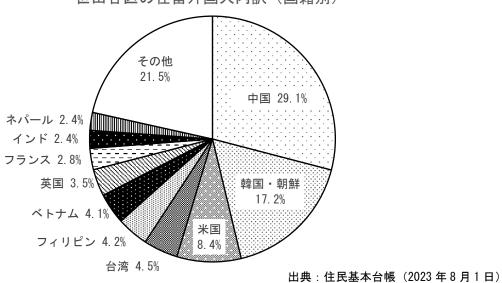
順位		外国人人口	総人口	比率
東京都総数		581, 112	13, 841, 665	4. 20%
区部		485, 444	9, 569, 211	5. 07%
1	新宿区	40, 279	346, 279	11. 63%
2	豊島区	28, 933	288, 704	10. 02%
3	荒川区	19, 134	216, 814	8. 83%
4	台東区	16, 026	207, 479	7. 72%
5	港区	19, 339	261, 615	7. 39%
6	北区	24, 307	353, 732	6. 87%
7	江東区	33, 391	532, 882	6. 27%
8	江戸川区	38, 446	688, 153	5. 59%
9	中野区	18, 272	333, 593	5. 48%
10	文京区	12, 390	229, 653	5. 40%
11	中央区	9, 324	174, 074	5. 36%
12	足立区	36, 048	690, 114	5. 22%
13	葛飾区	23, 925	464, 175	5. 15%
14	板橋区	28, 372	568, 241	4. 99%
15	千代田区	3, 353	67, 911	4. 94%
16	墨田区	13, 758	279, 985	4. 91%
17	渋谷区	10, 847	229, 412	4. 73%
18	目黒区	9, 718	278, 635	3. 49%
19	大田区	25, 034	728, 425	3. 44%
20	品川区	13, 720	404, 196	3. 39%
21	杉並区	16, 921	570, 786	2. 96%
22	練馬区	20, 813	738, 914	2. 82%
23	世田谷区	23, 094	915, 439	2. 52%
市部		94, 250	4, 192, 930	2. 25%
町村部		1, 418	79, 524	1. 78%

順位		外国人人口	総人口	比率
東京都総数		581, 112	13, 841, 665	4. 20%
区部	HI III JAN	485, 444	9, 569, 211	5. 07%
1	新宿区	40, 279	346, 279	11. 63%
2	江戸川区	38, 446	688, 153	5. 59%
3	足立区	36, 048	690, 114	5. 22%
4	江東区	33, 391	532, 882	6. 27%
5	豊島区	28, 933	288, 704	10. 02%
6	板橋区	28, 372	568, 241	4. 99%
7	大田区	25, 034	728, 425	3. 44%
8	北区	24, 307	353, 732	6. 87%
9	葛飾区	23, 925	464, 175	5. 15%
10	世田谷区	23, 094	915, 439	2. 52%
11	練馬区	20, 813	738, 914	2. 82%
12	港区	19, 339	261, 615	7. 39%
13	荒川区	19, 134	216, 814	8. 83%
14	中野区	18, 272	333, 593	5. 48%
15	杉並区	16, 921	570, 786	2. 96%
16	台東区	16, 026	207, 479	7. 72%
17	墨田区	13, 758	279, 985	4. 91%
18	品川区	13, 720	404, 196	3. 39%
19	文京区	12, 390	229, 653	5. 40%
20	渋谷区	10, 847	229, 412	4. 73%
21	目黒区	9, 718	278, 635	3. 49%
22	中央区	9, 324	174, 074	5. 36%
23	千代田区	3, 353	67, 911	4. 94%
市部		94, 250	4, 192, 930	2. 25%
町村	部	1, 418	79, 524	1. 78%

出典:住民基本台帳(2023年1月1日)

#### ② 国籍•地域別外国人数

世田谷区の在留外国人内訳(国籍・地域別)では、29.1%が中国、17.2%が韓国・朝鮮となり、この2つの国籍・地域で半数近くを占めます。外国人の国籍数は、147か国(その他・無国籍含む)あり、第一次プラン策定時の平成31(2019)年(135か国)に比べ多国籍化が進んでいます。また、国や都と比べ、米国・英国が上位にきていることが特徴として挙げられます。

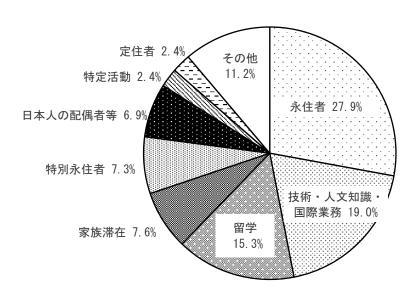


世田谷区の在留外国人内訳(国籍別)

#### ③ 在留資格別外国人数

世田谷区の在留外国人内訳(在留資格別)では、27.9%が永住者、19.0%が技術・人文知識・国際業務となり、この2分類を合わせると約47%となります。第一次プラン策定時の平成30(2018)年1月時点では留学が2位でしたが、近年では技術・人文知識・国際業務が留学を上回っています。



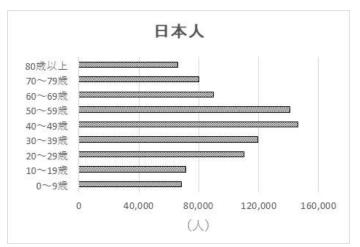


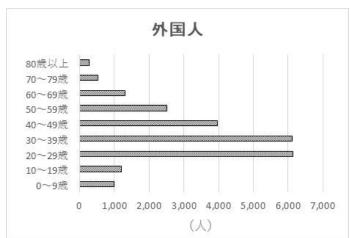
出典:住民基本台帳(2023年8月1日)

#### ④ 年齢階級別人口

年齢	日本	人	外国	国人	総人口
0~9 歳	68, 458	98. 6%	988	1. 4%	69, 446
10~19 歳	71, 458	98. 3%	1, 208	1. 7%	72, 666
20~29 歳	109, 988	94. 7%	6, 147	5. 3%	116, 135
30~39 歳	119, 603	95. 1%	6, 126	4. 9%	125, 729
40~49 歳	146, 210	97. 4%	3, 974	2. 6%	150, 184
50~59 歳	140, 781	98. 2%	2, 516	1.8%	143, 297
60~69 歳	89, 744	98. 6%	1, 312	1. 4%	91, 056
70~79 歳	80, 178	99. 3%	534	0. 7%	80, 712
80 歳以上	65, 925	99. 6%	289	0. 4%	66, 214
合計	892, 345	97. 5%	23, 094	2. 5%	915, 439

出典:住民基本台帳(2023年1月1日)



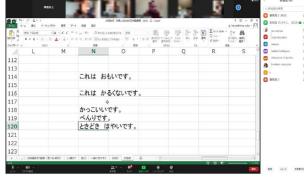


日本人と外国人の人口を年齢別にみると、日本人は 40 代が最も多くなっていますが、外国人は 20 代及び 30 代が最も多く、区内の 20 及び 30 代の約 5%を占めています。

#### ⑤ これまでの取組み

世田谷区では、これまでも外国人や外国にルーツをもつ子どもたちの生活支援に向けた様々な取組みを進めてきました。平成 4 (1992) 年度からは、外国人等が基礎的な日本語を習得するために、青少年交流センター池之上青少年会館において、外国人向けの日本語教室をスタートさせました。また、平成 15 (2003) 年度からは、世田谷区立梅丘中学校内に、「帰国・外国人教育相談室」を開設し、「帰国・外国人・生徒指導支援校(区内小学校 3 校・中学校 1 校)」との連携のもと、帰国・外国人児童・生徒の教育や相談指導の充実を図っています。(平成 13 (2001) 年度から平成 17 (2005) 年度までは、文部科学省の指定事業として実施。)





日本語教室の様子(対面)

日本語教室の様子(オンライン)

また、近年の訪日外国人旅行者及び在住外国人の増加や、東京 2020 大会に向けた 気運の高まりを踏まえ、平成 28 (2016) 年 4 月には、多文化共生を推進する専管組織 として国際課を設置し、取組みの拡充を始めました。

平成28 (2016) 年度には、世田谷区在住の日本人と外国人による、地域の国際化を考える意見交換会を実施しました。また、平成29 (2017) 年度には、意見交換会に加え、外国人を支援するボランティアの養成として、多文化ボランティア講座と日本語サポーター講座を開催しました。さらに、日本語を母語としない方に、必要とする地域の情報を正しく理解してもらうため、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を策定しました。



外国人との意見交換会の様子



多言語による情報提供

平成30(2018)年4月には、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を施行し、この条例に基づき、第一次プランを策定しました。

また、区を取り巻く国際社会の状況等を踏まえ、より効率的・効果的に新規事業も含めた取組みを進めるために、区の国際政策の体系及び推進体制の視点を整理した「これからの国際交流のあり方」を策定するとともに、新たな国際施策をより効率的・効果的にするため、令和2(2020)年4月、公益財団法人せたがや文化財団に国際事業部を新設し、多文化共生に関する交流や情報発信の拠点となる「せたがや国際交流センター」を開設しました。

令和3(2021)年11月には、外国人のための専門相談事業を円滑に進めるため、「東京外国人支援ネットワーク」に加盟し、ネットワーク間での相互連絡・情報交換を進めながら、外国人のための無料専門家相談会を協働で実施しています。

令和4(2022)年3月には、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に伴い、日本に入国するウクライナ避難民を世田谷区として受け入れ、日常生活の支援を行うにあたり、その具体的な課題及び支援の内容を検討するため、「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」を設置しました。

また、同年6月には、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)が難民問題の解決に向けて、自治体との連携強化をめざして取り組むグローバルキャンペーン「難民を支える自治体ネットワーク」に区が賛同を表明し、7月に署名式を実施しました。区では、せたがや国際交流センターと連携し、区内イベントの実施や施設での啓発物の展示、戦争や難民をテーマとした映画の上映会開催など、機会をとらえて難民への理解促進に努めています。



せたがや国際交流センター (クロッシングせたがや)

コラム① せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや) について

## 1. 計画の位置づけ

### (1) 計画の位置づけ

この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第9条に定める、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」に示されたビジョンや基本方針と整合を図りつつ、「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」等他の行政計画と補完・連携しあうものとして位置づけます。なお、本計画における地区・地域における取組みについては、世田谷区地域行政推進計画との整合を図ります。

#### 世田谷区基本構想



#### 世田谷区基本計画



#### 関連計画

- ◆世田谷区第4期文化・芸術振興計画
- ◆世田谷区教育ビジョン
- ◆世田谷区地域防災計画
- ◆世田谷区高齢者保健福祉計画
  - ・介護保険事業計画
- ◆世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画
- ◆世田谷区地域行政推進計画
- ◆世田谷区立図書館ビジョン

# 世田谷区第二次 多文化共生プラン

令和 6 (2024) 年度 ~令和 9 (2027) 年度

# 世田谷区第二次 男女共同参画プラン

平成 29 (2017) 年度 ~令和 8 (2026) 年度

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と 多文化共生を推進する条例



#### 【国】

- ・地域における多文化共生推進プラン
- ・日本語教育の推進に関する法律
- ・出入国管理及び難民認定法

#### 【東京都】

- ・東京都多文化共生推進指針
- ・東京における「地域日本語教育の体制 づくり」のあり方

### (2) 計画の期間

令和6(2024)年度から令和9(2027)年度を計画の期間とします。なお、計画期間中に、社会情勢等の変化などにより、計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

### (3) SDGs の推進

SDGs (持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs )) は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27 (2015) 年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられています。令和12 (2030) 年まで持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

SDGs が掲げる目標や方向性は、地域課題の解決に資するものであることから、区は SDGs と関連づけながら本プランの推進を図ります。

# SUSTAINABLE GOALS DEVELOPMENT GOALS





































#### 本計画に関連する SDGs ゴール



#### 目標3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。



目標11【まちづくり】

住み続けたいと思えるまちづくりを 進める。



#### 目標4【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質 の高い教育を確保し、生涯学習の 機会を促進する。



#### 目標16【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を 是正する。



#### 目標17【実施手段】

」 持続可能な開発のための実施手段を強 化し、グローバル・パートナーシップ を活性化する。

## 2. 計画の基本理念・基本方針

### (1) 基本理念

「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、 安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」

## (2) 基本方針

#### 基本方針1 誰もが安心して暮らせるまちの実現 【条例第8条(6)及び(7)】

言葉や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語化、「やさしい日本語」※での情報提供や日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての支援を行います。

#### 基本方針 2 地域社会における活躍の推進 【条例第8条(8)及び(9)】

外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人 自らが地域課題を捉え、参画する機会をつくります。

## 基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消【条例第8条(8)及び (10)】

誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会をつくるとともに、 人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消をめざします。

### ※コラム② 「やさしい日本語」とは

「やさしい日本語」とは、外国人や高齢者、障害者などにもわかるように配慮して、簡単にした日本語のことです。平成7(1995)年の阪神・淡路大震災では、言葉が理解できず必要な情報を受け取れないなどのことから、日本人と外国人では外国人の方が被害を受けている割合が高かったことが分かっています。そこで、そうした人達が災害発生時に適切な行動をとれるように考え出されたのが「やさしい日本語」であり、一文を短くする、難しい言葉やあいまいな表現は使わないようにする等のポイントがあります。

災害時のみならず、日本人と外国人が地域で共に暮らし活躍していく多文 化共生社会の実現には、お互いに歩み寄りながらコミュニケーションをとる 「やさしい日本語」の活用が重要です。

こうした背景を踏まえ、国は「やさしい日本語」の活用を促進するため、令和2(2020)年に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を策定し、同年10月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン〜話し言葉のポイント〜」を、令和5(2023)年3月には「やさしい日本語の研修のための手引」を公表しています。世田谷区では、平成29(2017)年12月に、日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域での情報をどのようにして正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を作成し、その中で、「やさしい日本語」について掲載しています。

### ●「やさしい日本語」で伝えるポイント

- 1. 難しい言葉は使わず、簡単な言葉に言い(書き)換える。
- 2. あいまいな表現は使わず、具体的に伝える。 (例) 結構です。(外国人には肯定か否定かわかりません。)
- 3. 漢字にはルビ(ふりがな)をつける。
- 4. 外来語(カタカナ語)はなるべく使わない。 (例)スキーム⇒計画、コンセンサス⇒合意、デリバリー⇒配達
- 5. 文末はなるべく「です」「ます」「してください」に統一する。

#### 「やさしい日本語」変換例

日本語	やさしい日本語 (一例)
ごみは分別をして、決めら	ごみを分(わ)ける決(き)まりがあります。
れた日に出してください。	ごみを出(だ)す日(ひ)が決(き)まっていま
	す。
ご用件をうかがいます。	どうしましたか?
参観日。	お父(とう) さんやお母(かあ) さんなどが子
	(こ)どもの学校(がっこう)に行(い)って授
	業(じゅぎょう)をみる日(ひ)。
多摩川の水位が警戒水位を	多摩川(たまがわ)で水(みず)がたくさん流
超えました。	(なが)れています。
	水(みず)の量(りょう)が多(おお)いです。
	危(あぶ)ないです。逃(に)げてください。

## 3. 計画の体系

基本理念

基本方針

施策

# 基本方針 1

誰もが安心して暮らせ るまちの実現 日本語支援の充実

行政情報の多言語化・「やさしい日本 語」化の推進

【重点】生活基盤の充実

災害等に対する備えの充実

ICTを活用した環境整備

# 基本方針2

地域社会における 活躍の推進 多文化共生の地域交流促進

【重点】地域活動への参加促進

区政への参画推進

# 基本方針3

多文化共生の意識づくり 及び偏見・差別の解消

#### 【重点】多様な文化を受け入れる意識の醸成

学校教育における多文化共生に関わる 教育の推進

多文化共生・国際交流等を目的とした 活動・団体支援の充実

不当な差別的取扱いへの対応強化

# 推進体制

【国際化推進組織】

- 〇世田谷区
- 国際化推進委員会
- ・国際化推進協議会(※一部、外部委員を含む)
- 〇公益財団法人せたがや文化財団国際事業部(せたがや 国際交流センター)

【条例に基づく区長の附属機関】

- 〇男女共同参画·多文化共生推進審議会
- · 男女共同参画推進部会 · 多文化共生推進部会
- 〇男女共同参画 多文化共生苦情処理委員会

【区民・関係団体・関係機関】

〇区民 〇事業者 〇大学 〇市民活動団体 〇大使館 等

## 4. 重点施策

### (1) 重点施策

## ① 基本方針1に基づく重点施策 = 生活基盤の充実

外国人が安心して地域で生活するためには、行政情報をはじめとした生活に係る様々な事柄についての情報が容易に得られ、困ったときにはいつでも相談ができる環境が必要です。さらに、区民と行政が協働して教育、住宅、就労など、生活全般にわたっての支援を充実させることで、安心して暮らせるまちが実現します。以上から「生活基盤の充実」を重点施策と位置づけます。

## ② 基本方針 2 に基づく重点施策 = 地域活動への参加促進

外国人が地域活動に参加することは、日本人・外国人双方にとって多文化共生の意識が広がり、お互いを理解することにつながります。外国人が町会・自治会などの地域コミュニティやボランティア活動に参加することで、新たな視点や発見が期待され、外国人の方々が能力を発揮することで地域社会における自らの存在意識も高まります。以上から「地域活動への参加促進」を重点施策と位置づけます。

## ③ 基本方針3に基づく重点施策 = 多様な文化を受け入れる意識の醸成

すべての区民が活躍できる多文化共生社会の実現には、互いの文化や習慣等の違いを知り、受け入れる意識の醸成が必要です。交流活動や人権教育などを通じて、文化背景の異なる人々が、自身の、また互いの文化や習慣等への理解を深め、人権を尊重し合うことで、偏見や差別の解消に繋げることができます。以上から「多様な文化を受け入れる意識の醸成」を重点施策と位置づけます。

#### "多文化共生のまち せたがや"の実現に向けて

令和4(2022)年実施の意識・実態調査では、外国人であることを理由に日本人から偏見や差別を感じたことが「よくある」「ときどきある」を含め、約46%との調査結果が出ております。ヒアリング調査からも、言葉が通じないことによる差別や、見た目や国籍・地域のイメージによる偏見など、日常生活で起こった様々な経験が挙げられ、未だ偏見・差別は解消されていないことが伺えました。

上記に掲げる「①生活基盤の充実」「②地域活動への参加促進」「③多様な文化を受け入れる意識の醸成」を引き続き重点施策として取組みを進め、本プランの基本理念である「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」の実現を目指します。

# (2) 数值目標

# ① 多文化共生の推進に向けた数値目標(世田谷区民意識調査※1)

調査項目	直近の状況	目標値	目標値
	(2023 年度)	(2025 年度末)	(2027 年度末)
多文化共生が進んでいると 思う区民の割合	(計数中)	● ● %	→ ●●%以上

# ② 重点施策に基づく数値目標(世田谷区民意識調査※1)

	調査項目	直近の状況 (2023 年度)	目標値 (2025 年度末)	目標値 (2027 年度末)
重 点 ②	外国人の地域活動への参加が進んでいると思う 区民の割合	(計数中)	●●%	➡ ●●%以上
重 点 ③	外国人に対する偏見や差 別が減少していると思う 区民の割合	(計数中)	••%	▶ ●●%以上

# ③ 重点施策に基づく数値目標(外国人アンケート調査※2)

	調査項目	直近の状況 (2023 年度)	目標値 (2025 年度末)	目標値 (2027 年度末)
重点①	外国人の生活基盤が充実 していると思う区民の 割合	(計数中)	● ● %	➡ ●●%以上
重 点 ③	外国人に対する偏見や差 別が減少していると思う 区民の割合	(計数中)	●●%	▶ ●●%以上

# ※1 世田谷区民意識調査

区内在住の18歳以上の方(外国人含む)のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

# ※2 外国人アンケート調査

区内在住の18歳以上の外国人のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

# 第3章 施策の展開

# 1. 基本方針1: 誰もが安心して暮らせるまちの実現

# (1)日本語支援の充実

外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学 習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

# 【現状と課題】

令和元(2019)年6月に、「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、地方公共団体は、地域の実情に応じた日本語教育の推進のための必要な施策の実施に努めることとされました。

令和4(2022)年6月に区が実施した意識・実態調査では、約45%の外国人が日本語を勉強したいと回答しています。また、参加してみたい日本語教室では、「自分の家に近い」「中級・上級者向け」「オンラインで利用できる」の順に希望が多く、それぞれ4割を超える結果となりました。

外国人が地域社会で自立した生活を送るために、オンライン学習や通いやすさに配慮した日本語習得機会の提供など、外国人の二一ズに沿った日本語支援が必要となります。

# 【施策の方向性】

- ・外国人が地域社会で自立した生活を送るため、学習ができる時間に限りがある方な どでも参加できる、参加しやすい学習機会の提供と積極的な啓発を行います。
- ・オンラインの活用など、新型コロナウイルス感染症拡大の時期に学んだ手法を継続 して事業に活かします。
- ・地域日本語教育コーディネーターを中心に、日本語教室への参加だけに留まらない 地域との連携による日本語教育機会の可能性を検討し、拡充させます。
- ・国の日本語教育の方針に基づき、東京都の動向を確認しながら、区の状況に応じた 地域日本語教育のあり方についての検討に着手します。

#### 取組み

# 外国人向け日本語教室の拡充

日本語を初めて学ぶ外国人に対し、日常生活会話程度の日本語を習得する機会の拡充を図ります。

# にほんご交流会の実施

外国人と日本人が少人数のグループに分かれ、それぞれのテーマに沿って「やさしい日本語」で話をする交流 会を実施します。

# せたがや日本語サポーター講座の実施

日本語支援のボランティア活動を考えている区民を対象に、日本語をサポートするうえでの役立つ基礎知識が学べる講座を実施します。

# 外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣

外国人の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行います。

# (2) 行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進

外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの 区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引 き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」の普及に努めます。

# 【現状と課題】

世田谷区に住む外国人の数は年々増加しており、その国籍・地域は様々です。 意識・実態調査から、区役所利用時に困ったことでは、「どの窓口を利用していいかわからなかった」「ことばが通じなかった」が 14.3%と最も高い結果となりました。 外国人にとって言葉の問題は大きく、区は今後も、行政情報の多言語化や「やさしい日本語」の活用を進め、外国人に分かりやすい情報発信に努めることが重要です。 また、ヒアリング調査からは、文字フォントによって外国人には読みづらいものもあるとの声が挙がっています。情報発信にあたり、視覚的に見やすく、理解しやすい表記で行政情報を作成することも必要となります。

# 【施策の方向性】

- ・外国人が地域社会で生活する中で、言語が分らないことに起因する困りごとが起こっている調査結果を踏まえ、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則 り、外国人向けの情報を発信する際の多言語化を更に推進します。
- ・「やさしい日本語」の認知・理解をより高めるため、職員への研修を含め幅広く啓 発に努めながら、区全体での活用を強化していきます。
- ・外国人に向け、よりわかりやすい情報を提供できるよう、ユニバーサルデザインにも留意しながら、情報発信を行います。

# ①情報発信における多文化共生意識の醸成

#### 取組み

# 「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進

日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域の情報を正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用を促進するとともに、広く区民に向けても活用を促します。

# ユニバーサルデザインのまちづくりに関する普及啓発

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力に関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方です。できるだけ多くの人にとってわかりやすいデザインとその考え方を示したガイドライン (情報のユニバーサルデザインガイドライン) の普及や職員向け研修をはじめ、区民向けユニバーサルデザインワークショップ等により、ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な啓発を行います。

#### 職員向け「やさしい日本語」研修等の実施

「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人や高齢者、障害者にも分かりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のことです。各職場において、「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施します。

# ②サイン等の多言語化

# 取組み

# 各種行政冊子、チラシ等の多言語化及び「やさしい日本語」の活用

各課で作成する各種行政冊子、チラシ等の多言語化、「やさしい日本語」の活用を進めます。

#### 公共施設館名表示の多言語化

公共施設館名表示の多言語化を進めます。

# 区広報板の多言語化

区広報板の多言語化を進めます。

# 街区表示板、街区案内図の多言語化

街区表示板、街区案内図の多言語化を進めます。

# 施設名表示(総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プール)の多言語化

総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プールの施設名表示について多言語化を進めます。

# 館内での多言語アナウンス(総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プール)の実施

総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プールについて、多言語での館内アナウンスを 実施します。

# 喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化

喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面表示シートの多言語化を進めます。

# 公園施設利用案内の多言語化

公園施設利用案内の多言語化を進めます。

# 英語・中国語版による Newsletter の発行

月に一度、外国人にお知らせしたい情報を、区民ボランティアにより「やさしい日本語」及び英語と中国語に翻訳し、出張所・まちづくりセンター等で配布します。

※新たなサイン等を設置、更新する場合は、内容を確認し、統一した表記での多言語化を進めます。

# (3) 生活基盤の充実【重点】

外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。

# 【現状と課題】

意識・実態調査では、日常生活においての困りごとが、「特にない」が 42.1%と、最も高い結果となりました。一方で、困りごとの内容については、住居に関すること、出産や子育てに関することなど、それぞれの分野で、「外国人であることを理由に住むことを断られた」「(病院で) 言葉が通じずコミュニケーションが取れなかった」「子どもが母国語・母国文化を十分に理解していない」「子どもが通っている学校の先生とうまく意思が通じない」「仕事の募集や採用が少なかった」などが多く挙がり、様々な困りごとを抱える外国人の状況も明らかになりました。

また、支援に関して外国人が望むこととしては、「どこに相談すればよいかを適切に 教えてくれる」の割合が、48.0%と最も高い結果となっています。

これまで区が実施してきた相談体制の安定した運営に加え、庁内の横断的な連携により、外国人が問題を抱えたまま孤立することがないよう、必要な情報を得ることができる環境づくりが必要となります。

# 【施策の方向性】

- ・外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できる窓口については、引き続き安定した運営を行います。
- ・交流、言葉、就労、住宅など、様々な分野における外国人の困りごとの解決に向け、関係各課と取り組むとともに、せたがや国際交流センター等にも働きかけ、取組みの充実を図ります。
- ・区では十分なアプローチが難しい就労支援などについては、適切な案内に繋がるよう、国、東京都等で実施する支援内容や事業者の取組事例などの情報収集・提供に努めます。

#### 取組み

#### 外国人相談窓口の運営

外国人の日常生活や区政に関する相談を、英語、中国語で受け付ける窓口を運営します。

# 「ライフ・イン・セタガヤ(外国語版生活便利帳)」の配付

外国人が区内に転入する際に、防災・保健・医療・教育・税金・子育て等、生活に必要な情報を英語・中国語・ 韓国語で分かりやすく記載した外国語版生活便利帳「ライフ・イン・セタガヤ」を配付します。

#### 国際化推進事業協力員制度

外国語の能力や、国際的知識等をもつ職員を国際化推進事業協力員として登録し、各職場で外国語での対応が必要となったとき、協力員が所属をこえて、通訳などの対応や、国際交流に関する職務に対応します。

# タブレット端末による通訳サービス等の活用促進

通訳アプリケーションを導入したタブレット端末の活用を促進し、外国人来庁者等と円滑なコミュニケーションを図ることで、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげます。

# せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)の運営

国際交流センターでは、外国人の暮らしに役立つ情報や、地域の国際交流活動の情報をお知らせするとともに、 暮らしにおける困りごとの相談を解決するための案内を行います。また、多文化共生につながる事業を実施し ます。

# 労働に関する情報提供

三茶おしごとカフェにおいて、外国人が多言語で労働や求職に関する相談をすることができる東京都労働相談 情報センターや東京外国人雇用サービスセンター等の情報提供を行います。

# 医療に関する情報提供

外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度を外国語で案内する医療情報センター「ひまわり」のホームページ・テレフォンサービス、医療機関向けの電話による救急通訳サービス、初期救急診療所等、医療に関する様々な情報提供を行います。

# 外国人介護人材の受入支援

区内介護事業所が外国人人材の受入れを検討するにあたり、国や都の外国人人材に関する支援制度の周知を行 うとともに、外国人が働きやすい環境づくりについて検討します。

### 外国人への情報提供

区内に在住する外国人の方に対し、「お部屋探しサポート」を通じて、民間賃貸住宅の空き室情報を提供し、 円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境の整備に取り組みます。

# 居住支援協議会における入居支援策の検討

居住支援協議会において、不動産団体・居住支援法人・NPO等との連携方策等、入居先を探す住宅確保要配 慮者(外国人含む)及び不動産オーナーの不安解消に資する入居支援策について検討します。

# 帰国・外国人児童・生徒のための教育相談室の運営

帰国・外国人教育相談室と4校の指導支援校(小学校3校・中学校1校)の連携のもと、帰国・外国人児童・生徒・保護者への支援を行います。

# 外国人等児童・生徒の保護者に対する通訳の派遣

外国人の児童・生徒の保護者に対して、通訳を派遣し、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話 し合いを円滑に進めます。

# 専門家相談会の実施

外国人のための相談体制強化の一環として、「東京外国人支援ネットワーク」との連携により、地域生活で生じる様々な問題について、弁護士、税理士、行政書士、社会保険労務士などの専門家に相談できる、専門家相談 会を実施します。

# (4) 災害等に対する備えの充実

平常時から外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

# 【現状と課題】

気候変動の影響により激甚化する豪雨災害や、切迫する巨大地震など、これまでに 経験したことのない災害等の発生が懸念されていますが、外国人の中には、災害が比 較的少ない地域の出身の方などもいるため、災害に対する意識や備えは様々であるこ とが想定されます。

災害発生時について、意識・実態調査では、避難場所を「知っている」と回答した割合は46.9%で、半数近くの外国人が自身の避難場所を認知していますが、災害時の困りごとでは、「信頼できる情報をどこから得ればよいか分からなかった」

(12.2%)「避難場所が分からなかった」(10.5%)、「警報・注意報などの避難に関する情報が多言語で発信されていないため分からなかった」(10.3%) との回答が多く挙がりました。

災害時には、日本人に比べ、外国人に十分な情報が伝わりづらい状況となります。 区として、外国人への情報発信及び、情報の多言語化等が重要となります。

# 【施策の方向性】

・引き続き、防災訓練や防災情報の提供を継続・強化するとともに、多言語化や、「やさしい日本語」を活用した、災害発生時に活用できる情報の収集・整理と、職員及び区民への啓発を強化します。

# 取組み

#### 外国人向け防災教室の実施

外国人が災害に対する基礎知識を学習できるように、資料を多言語で作成するとともに、地域の日本語教室と 連携し、防災教室を実施します。

#### 地域の防災訓練への外国人の参加促進

様々な機会を捉え、外国人に対して地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。

# 外国人にも配慮した避難所運営マニュアルの見直し

避難所運営委員会向けに作成する避難所運営マニュアルについて、「やさしい日本語」の活用や図解による情報 提供等、外国人避難者が必要とする支援への対策を組み入れます。

# 「災害時区民行動マニュアル」(マップ版)多言語版の配付

多言語で作成した、防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアルを、各窓口にて配布し ます

# 広域避難場所標識の多言語化

広域避難場所標識の多言語化を進めます。

# 「外国人支援担当」非常配備態勢の指定

外国人に適切な支援が行われるように、各支所に国際化推進事業協力員を配置し、外国人災害情報センターや、 外国人災害時情報窓口を設置するなど、必要な支援を行います。

# (5) ICTを活用した環境整備

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

# 【現状と課題】

意識・実態調査から、外国人が生活するうえでの情報の入手方法は、「インターネット」が圧倒的に高く、70.0%という結果となりました。行政からの情報発信方法については、57.7%が「ホームページ」を希望しています。

行政が発信する情報を入手する際の困りごととしては、「多言語での情報発信が少ない」(34.1%)、「やさしい日本語での情報発信が少ない」(17.4%)、「公的機関のウェブサイト上で必要な情報にたどり着けない」(17.0%)と続いています。

多言語対応や「やさしい日本語」の活用も含め、情報にアクセスしやすい環境づくりを、区ホームページを中心とした I C T 技術の活用により、引き続き整備していく必要があります。

# 【施策の方向性】

- ・ホームページによる情報発信のニーズが高い一方で、必要な情報にたどり着けない、「やさしい日本語」での発信が少ないなどの声もあることから、区ホームページを中心に、「やさしい日本語」や写真、イラスト等を活用し、情報にアクセスしやすい環境づくりを進めます。
- ・国際交流センターと連携し、更に SNS 等を積極的に活用し、情報発信を強化します。

#### 取組み

# デジタルブック(カタログポケット)による情報発信

区のおしらせ「せたがや」を多言語対応の無料アプリケーション「カタログポケット」により配信します。

# ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営

区のホームページにおいて、自動翻訳サービスによる多言語対応に努めます。

#### 外国人向けページの充実

区のホームページのリニューアルに合わせて、関係各課で作成した多言語冊子やチラシ等を一覧に掲載する外 国人向けページの充実を図ります。

# タブレット端末による通訳サービス等の活用促進(再掲)

# 観光情報サイト「エンジョイ!SETAGAYA」による情報発信

区内のおすすめ「まち歩きコース」の紹介をはじめ、「イベント情報」、「観光スポット」、季節感やトレンドを 反映した「特集記事」など、様々な角度から世田谷の魅力を多言語(英語、中国語、韓国語)で発信します。

# 公衆無線 LAN 環境の整備拡充

区民生活の利便性向上を図るための行政手続きや、区民利用施設における自主活動、生涯学習など学習環境を整えるため、また、防災時において区民が情報収集を迅速に行い、適切な行動に繋げるため公衆無線 LAN のアクセスポイントを拡充します。

#### 世田谷デジタルミュージアムによる情報発信

区の歴史文化に関するウェブサイト「世田谷デジタルミュージアム」を通じた情報発信を推進します。区内の文化財や郷土資料館の収蔵資料などの紹介、区内のまち歩きの際の地域の文化財の案内など、ICT技術を活用するとともに、多言語化したコンテンツを設け、外国人向けに世田谷の歴史や文化、身近な文化財についての魅力を伝えます。

# 2. 基本方針 2:地域社会における活躍の推進

# (1) 多文化共生の地域交流促進

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

# 【現状と課題】

意識・実態調査から、日本人との付き合いがない理由は「言葉が通じないから」が50.2%と最も高く、社会参加について、参加したいと思うが参加したことがない理由では、「どのような活動が行われているか知らない」(65.6%)、「言葉が通じるか不安がある」(43.8%)の順となりました。

また、地域活動時に必要なサポートについては、「地域活動の情報を提供してほしい」が 54.1%、次いで「多言語で資料をつくってほしい」が 27%と続いています。 地域での交流活動については、言葉に対する不安の声が多く挙がっています。交流 事業や、外国人が地域で活躍できる場づくりにあたり、外国人がより参加しやすくなるよう手法を検討するとともに、言語的な不安の軽減を図る必要があります。

# 【施策の方向性】

- ・日本人との付合いがない理由や、交流活動に参加したいができない理由に「言葉が通じないから」という意見が挙がりました。地域住民との相互理解を深めるための 交流事業等を実施するうえで、言語的な不安を軽減するため、多言語対応及び「や さしい日本語」の活用を一層進めます。→基本方針1(2)
- ・コロナ禍での経験から得たオンライン等の手法を生かし、工夫しながら各施策を実施するなど、引き続き外国人を含め、誰もが参加しやすい事業を展開していきます。
- ・事業展開においては、せたがや国際交流センターと連携し、双方が持つノウハウや 人的ネットワークを活かしながら役割分担を行います。

#### 取組み

# トライアングルフェスタの実施

上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、烏山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深めます。

#### 三茶 de 大道芸の実施

第一線で活躍する国内外の大道芸人によるパフォーマンスを実施し、外国人及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げます。

#### せたがや国際メッセの実施

区内大使館や大学、国際交流団体等と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作ります。

#### English Table の実施

区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションを図ることで、日本人が英語に親しむ機会を作るとともに、参加者間での交流を深めます。

# やさしい日本語でまち歩き

日本人と外国人が共に世田谷の魅力を感じることのできるまち歩きツアーを実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力とした情報発信を推進します。

# 外国人向け英語によるまち歩き

英語ガイドが区内の有名場所を案内します。

# 子ども企画の実施

夏休み期間中に、子どもたちがイベントを通じて海外の人と触れ合うことのできる機会を設けます。

# 韓国語でおしゃべり

国際交流センターにて、韓国語で話したい方が集まり韓国語のネイティブスピーカーと一緒におしゃべりをします。

# (2) 地域活動への参加促進【重点】

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

# 【現状と課題】

意識・実態調査から、地域活動を行うときに必要なサポートについて、「地域活動の情報を提供してほしい」という回答が 54.1%と最も高い結果となりました。外国人ボランティアの活躍機会の拡充においては、機会があるということを見えるようにしておくことや、日常から地域活動に関心のある人と繋がっておく仕組みが必要です。また、地域の外国人だけではなく、日本人もともに活動に参加をしていくことができる仕組みづくりが必要です。

# 【施策の方向性】

- ・地域活動への参加は外国人に限らず、誰もが地域住民として活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加促進を行います。
- ・現在実施しているボランティアに関する事業においても、機会があることの更なる 周知を行うとともに、関係各課等に対する働きかけと連携を強化し、誰もが活躍で きるきっかけとなる場を広げていきます。

#### 取組み

# 町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進

外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」やルビ等を活用したちらしや多言語化したリーフレットを配布するなどして、地域活動について周知、啓発に取り組むとともに、外国人の参加を促進します。また、町会・自治会に多文化共生の取り組みについて情報提供し、理解を求めていきます。

#### 「おたがいさま bank」への登録促進

「おたがいさま bank」とは、社会福祉法人世田谷ボランティア協会と連携して構築したボランティア人材バン クです。外国人が参加するイベント等、多様な地域活動に対応できるよう、登録の促進を図ります。

# 外国人ボランティアの活躍機会拡充

外国人が、通訳や地域のボランティアとして活躍できる場を広げます。

# (3) 区政への参画推進

区政に参加できる機会として、調査や交流イベントを実施し、外国人等の視点や経験等を活かした意見を聴いていきます。

# 【現状と課題】

区ではこれまで、外国人の意識を把握するため、外国人との意見交換会や外国人アンケート等を実施し、令和4(2022)年度には、本プランの基礎調査となる意識・実態調査を実施するなど、外国人の声を事業の参考としてきました。

区の多文化共生を推進するためには、これまで行ってきた外国人住民の意識を把握する機会のみならず、日本人住民の意識についても把握し、施策に活かすことも必要です。

# 【施策の方向性】

- ・外国人を含めた区民への調査や意見交換会などを通して、引き続き意見の把握及びアイデアの収集に努めます。また、区が外国人等に調査等を行う際には、庁内で調査項目を確認して実施し、結果を全庁で共有するなど、外国人の視点を持った事業展開に役立てます。
- 区民の区政参加へのモチベーション向上につながる取組みを検討します。
- ・多文化共生を推進するため、調査等により、外国人住民のみならず、日本人住民の 意識の把握にも努めます。

#### 取組み

# 各会議体やイベント等における外国人の意識の把握

区民の意見を反映するための会議やイベントについて、より多くの外国人が参加でき、意見やニーズを収集・ 把握できるよう取り組みます。

#### 区民意識調査の実施

区民意識調査において、外国人を含むアンケート調査を多言語により実施し、外国人の声を区政に反映します。

#### 外国人との意見交換会の実施

外国人の意見を区政に反映させるため、区内在住の外国人同士あるいは、区内在住の外国人と日本人による行政課題をテーマとした意見交換会を実施します。

# 外国人アンケート調査の実施

外国人の意見を聞くために、外国人との意見交換会と併せ、アンケート調査を実施します。

# 3. 基本方針 3: 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

# (1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し区民一人ひとりが、自らのルーツとなる言語や文化、また互いの言語や文化について理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

# 【現状と課題】

偏見・差別が減っていると感じる外国人の割合が徐々に増加する一方で、意識・実態調査では、約46%の外国人が偏見・差別を感じたことが「よくある」「ときどきある」と回答しています。住居を探すとき、電車やバスに乗っているとき、仕事を探したり、働いているときなど、様々な場面で偏見・差別が起こっている中で、すべての人が暮らしやすい社会に向けて、ホスト(受入れ)社会の人権意識の醸成を、継続・強化していく必要があります。

また、多文化共生には自分のルーツを忘れないという意味も含まれます。外国人数の増加や多国籍化により、子どもたちのルーツも多様化することから、多文化共生の意識づくりに向けて、子どもに対する母語※等への理解に繋がる仕組みも必要です。

## 【施策の方向性】

- ・偏見・差別の解消に向けて、実際に体験した偏見・差別や、人権についての学習などを通じて、多様な文化を受け入れる意識の醸成を継続・強化していきます。
- ・外国にルーツを持つ子どもが、母語等に触れられる機会の創出に取り組みます。
- ※ 母語とは、幼時に自然に習得する言語のことです。

# ①イベント

#### 取組み

# キネコ国際映画祭の実施

映画を通じて世界の芸術や文化に触れ、豊かな感性を育むため、子どもたちのための国際映画祭である「キネコ国際映画祭」の実施を共催し、支援していきます。

トライアングルフェスタの実施(再掲)

三茶 de 大道芸の実施(再掲)

せたがや国際メッセの実施(再掲)

English Table の実施(再掲)

やさしい日本語でまち歩き(再掲)

外国人向け英語によるまち歩き(再掲)

子ども企画の実施(再掲)

韓国語でおしゃべり(再掲)

人権啓発イベントの実施

人権に対する正しい知識の普及啓発を図るため、区民・事業者と共に人権啓発イベントを実施します。

# アメリカ選手をはじめとした外国人選手と区民との交流事業の実施

東京2020大会のレガシーを活かした取組みとして、アメリカオリンピック・パラリンピック委員会や 関係団体と連携し、アメリカをはじめとした外国人選手との直接交流の場を継続して設けていくことで、 多文化共生社会の理解・促進を図ります

#### ホストタウン交流イベントの実施

世田谷区がアメリカ合衆国のホストタウンであることから、アメリカ発祥の音楽等を通じて区民がアメリカ合衆国の文化に触れる機会を創出し、多文化や多様性への理解を促進していきます。

# ②ボランティア

# 取組み

### 世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進

ホームステイを通じ様々な文化に触れることで、多文化共生の意識が醸成されるよう、ホームステイボラ ンティアへの登録を促進します。

### 観光ボランティアガイド事業の実施

多くの観光客に世田谷の魅力を伝えるため、観光ボランティアによるガイドを実施します。

# ③研修・講座等

# 取組み

# 多文化理解講座の実施

主に日本人を対象に、海外の文化や慣習を知る機会を設けることで、多文化共生の意識を醸成します。

# 職員自主研修の支援

語学講座・他国交流講座等の自己研鑽の機会を提供します。

# 職員向け人権研修の実施

職員の人権意識の啓発を図るため、人権研修を実施します。

# 教育総合センターにおける英語教室の実施(小学生以上対象)~国際理解教育事業

小・中学生及び高校生・社会人・シニアなど区民を対象に英語でのコミュニケーションを体験するプログラムを実施します。

#### 教育総合センターにおける英語教室の実施(乳幼児対象)~国際理解教育事業

外国人講師と触れ合いながら保護者と共に歌や手遊びなど遊び感覚で英語を楽しみます。

# 人権に関する意識の啓発

個人を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、すべての区民の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分発揮することができるよう、講座や展示等を通して、人権に関する意識の啓発を行います。

#### ユニバーサルデザインのまちづくりに関する普及啓発(再掲)

# (2) 学校教育における多文化共生に関わる教育の推進

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成するため、児童・生徒を対象とした外国語教育の充実など、国際理解教育に加え、 学校において人権尊重の視点に立った多文化共生への取組みを推進します。

# 【現状と課題】

出入国在留管理庁による「在留外国人に対する基礎調査(令和3年度)」の結果では、日常生活の様々な場面で偏見・差別を経験しており、「学校などの教育の場」で経験したと回答した割合は6.3%となっています。また、差別や人権に関する要望においても、33.6%の外国人が「学校で共生に関する教育を取り入れる」と回答しています。今後も引き続き、学校において、人権尊重の視点に立った多文化共生に関わる教育の推進が必要となります。

#### 【施策の方向性】

・偏見・差別の解消に向けて、外国語教育の充実など、国際理解教育に加えて、教員 向けには人権教育研修を行うなど、学校において人権尊重の視点に立った多文化共 生の意識を醸成する取組みを進めます。

#### 取組み

# 海外派遣等を通じた国際交流事業の実施

児童・生徒の国際理解を深めるとともに、国際化の進展に対応し、異文化の理解・多文化共生の考え方に基づき、世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力を醸成することを目的に、児童・生徒の国際交流 事業に取り組みます。

#### 国際理解教育の充実

様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成を図ります。

#### 小学校の「外国語活動」の充実

小学校低学年に外国語活動の時間を設定し、ALTを派遣することで外国語に親しむ機会を増やします。

#### 多様な手法による英語教育の充実

急速に進展する国際化を踏まえ、児童・生徒が英語に親しみながら、多様な手法により英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。

#### 多文化共生事例の紹介

区立の小中学校で実施している国際理解教育の具体的な参考事例を、各校に共有し、多文化共生の意識の醸成 を図ります。

#### 多文化共生等の理解促進に向けた人権教育研修等の実施

区教育委員会では、人権課題の一つに「外国人」を掲げ、各園・各校は発達段階に応じて計画的な指導計画の 作成を進めます。また、区立幼稚園、小・中学校の教員研修において、人権教育研修を実施します。

# (3) 多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体の支援

多文化共生・国際交流団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知って もらい、地域社会の協力を得ることができるように、団体の認知度向上を図ります。

# 【現状と課題】

区内の国際交流団体に対し、平成7(1995)年度より、世田谷区国際平和交流基金を活用し、これまで多くの団体に対して助成事業を行ってまいりました。この取組みを継続・強化していく必要があります。

# 【施策の方向性】

・区内の国際交流活動団体に対し、平成7(1995)年度より世田谷区国際平和交流基金を活用し、これまで延べ約150の団体へ助成事業を行ってまいりました。今後も事業の周知を継続しながら、様々な団体による多文化共生や国際協力を目的とした活動等に対し、広く支援を行います。

#### 取組み

# 国際平和交流基金助成による団体支援

国際平和交流基金を活用し、区民の自主的な多文化共生・国際交流活動団体を支援します。

# 国際活動団体の支援

区内で活動する国際交流団体等の活動内容を区民に紹介し、周知を図るとともに、外国人支援や国際交流活動に興味のある区民と団体をつなげます。

# (4) 不当な差別的取扱いへの対応強化

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。

#### 【現状と課題】

意識・実態調査から、差別を受けた際の相談先について、「相談していない」の割合が 46.8%と最も高い結果となり、「家族・親族」25.5%、「同じ国籍・地域の友人・知人」24.3%と続いています。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例には、第11条及び第12条で、苦情申し立て等の制度を設けています。この制度のさらなる周知も含め、外国人が安心して相談できる体制の整備が必要です。

# 【施策の方向性】

- ・調査結果から、差別を受けた際に相談していないと答える人が多く、その中には 「相談できる窓口がない」という状況も含まれていると考えております。同じ国籍 の友人・知人が少ない人にとっても、安心して相談できる公的な相談窓口の体制づ くりに向け、関係所管含め引き続き調整していきます。⇒基本方針1(3)
- ・外国人への偏見・差別の解消に向けた取組みを強化するとともに、不当な差別的扱い等が実際に起こった場合に相談先として窓口があることや、条例に基づく苦情・ 意見の申立て制度があることの周知に取り組みます。

#### 取組み

# 男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情相談・申立て等への対応

条例に基づき、男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会において、多文化共生施策に対する区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。

# 第4章 推進体制

# 1. 推進体制

多文化共生社会の実現に向け、施策を着実に推進するためには、行政だけでなく、 地域や関係団体・機関が連携を図りながら取り組みを進めることが重要です。

この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第9条1項に基づき「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」の意見を聴き、「国際化推進委員会」及び「国際化推進協議会」による全庁的な検討を行うとともに、区民意見募集等で幅広い区民の意見・要望を尊重し反映しています。

# 国際化推進組織

# (1)世田谷区

以下組織において、多文化共生施策を推進するとともに、事業の進行管理を行うことで、誰もが暮らしやすい多文化共生社会の実現を図ります。

# ① 国際化推進委員会

生活文化政策部を所管する副区長を委員長とし、部長級職員を委員として構成し、世田谷区の国際化の推進に関することについて、検討します。

# ② 国際化推進協議会

生活文化政策部長を会長とし、関係所管の課長級職員を委員として構成し、世田谷区の国際化施策について、検討・作業を行い、適宜、国際化推進委員会に報告します。会長は、必要があると認めるときは、学識経験者2名以内、英語、中国語又は韓国語を母語とする区民各1名から意見を求めることができます。

# (2) 公益財団法人せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)

国際政策を取り巻く状況を踏まえ、取組みを拡大・充実させていくために新たな国際化推進組織として公益財団法人せたがや文化財団内に国際事業を専管する組織を新設しました。

新たな推進組織のもとで、情報発信、場(機会)の提供、区民や団体とのネットワーク構築を進めることで、区民レベルでの多文化共生、国際交流、国際協力・国際貢献を活性化させていきます。

# (3) 区民・関係団体・関係機関

条例第4条に基づき、多文化共生施策の実施にあたっては、区民、事業者、大学、 市民活動団体、大使館等と連携協力して取り組みます。

# 条例に基づく区長の附属機関

# (1) 男女共同参画・多文化共生推進審議会

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第10条に基づく区長の附属機関です。委員は、男女共同参画・多文化共生に関する見解を有する方の中から区長が委嘱します。区の男女共同参画・多文化共生施策に関し、多様な視点から議論を行う必要があるため、幅広い分野から委員を選出します。また、区民による意見が反映されるよう、委員の一部を区民から公募するなど、区民参加の機会を確保します。

# ① 男女共同参画推進部会

男女共同参画・多文化共生推進審議会のもと、男女共同参画に関する事項その他の 専門的事項について、調査・審議します。

# ② 多文化共生推進部会

男女共同参画・多文化共生推進審議会のもと、多文化共生に関する事項その他の専門的事項について、調査・審議します。

# (2) 男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第11条 ~第12条に基づく区長の附属機関です。委員は、男女共同参画・多文化共生に関す る深い見識を有する方や法律の専門家です。苦情等申し立てがあり、区長が意見を聞 く必要があると認めた場合に開催します。

# 2. 推進体制図

# 国際化推進組織

# 世田谷区

# 国際化推進委員会

【委員長:担任副区長、構成員:部長級職員】 区の国際化推進に関することの検討

指示・確認

報告

諮問

答申

# 国際化推進協議会

【委員長:生活文化政策部長、構成員:課長級職員】 区の国際化施策の検討及び作業

指示・確認

報告

# 関係各課

○個別事業等における多文化共生の取組み ○毎年度、自己評価を実施

連携

ノウハウ 共有

# 公益財団法人せたがや文化財団国際事業部 (せたがや国際交流センター)

情報発信、場(機会)の提供、 ネットワーク構築による多文化共生の推進

連携・協働

# 区民 · 関係団体 · 関係機関

【区民 事業者 大学 市民活動団体 大使館 等】 連携協働による多文化共生施策の推進

# 条例に基づく区長の附属機関

# 男女共同参画· 多文化共生推進審議会

【構成員:学識経験者、関係団体、公募区民】 行動計画の調査・審議

# 男女共同参画推進部会

【審議会会長の指名する部会長及び委員】 男女共同参画に関する事項の 調査審議

# 多文化共生推進部会

【審議会会長の指名する部会長及び委員】 多文化共生に関する事項の 調査審議

# 男女共同参画·多文化共生 苦情処理委員会

【構成員:学識経験者、弁護士】 苦情の申立等に対する調査・審議 ※申立があり、区長が必要と認め た場合に開催

# 3. 進行管理

本プランに基づき実施された事業については、毎年度実績調査を行い、進捗状況を 把握していきます。その結果については、国際化推進委員会で検証のうえ、男女共同 参画・多文化共生推進審議会に報告し、社会状況や国・都の動向を踏まえ、必要に応 じて見直しを行うものとします。 関 連 資 料

# 1. 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

#### 目次

#### 前文

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 基本的施策等(第8条·第9条)
- 第3章 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 (第10条)
- 第4章 苦情処理(第11条・第12条)
- 第5章 雑則(第13条)

#### 附則

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、国境及び民族の違いを越えて私たち人類の目指すべき方向である。また、一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画し、及び責任を分かち合うことができる社会の実現につながる。

世田谷区は、こうした理念を区、区民及び事業者で共有し、一体となって男女共同参画及び多文化共生を推進することにより、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画及び多文化共生の推進に関し、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策 (以下「男女共同参画・多文化共生施策」という。)の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会及び多文化共生社会を形成し、もって全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別等にかかわらず、全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう。
- (2) 多文化共生 全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。
- (3) 性別等 生物学的な性別及び性自認(自己の性別についての認識をいう。以下同じ。)並びに性的指向(どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。以下同じ。)をいう。
- (4) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先を有する者をいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (6) 性的マイノリティ 性自認、性的指向等のあり方が少数と認められる人々をいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力(これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動を含む。)のことをいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画及び多文化共生を推進するための基本理念(以下「基本理念」という。) は、次のとおりとする。

- (1) 全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。
- (2) 全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。
- (3) 全ての人が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。

#### (区の責務)

- 第4条 区は、基本理念にのっとり、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施 する責務を有する。
- 2 区は、男女共同参画・多文化共生施策の実施に当たっては、区民及び事業者の協力を得るとともに、国、他の地方公共団体その他関係機関等と連携協力して取り組むものとする。

#### (区民の責務)

第5条 区民は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、あらゆる分野の活動において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、その 事業活動及び事業所の運営において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に向けた必要 な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる差別の解消等)

第7条 何人も、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別的 取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報について、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本的施策)

第8条 男女共同参画・多文化共生施策は、次に掲げるものを基本とする。

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (2) ワーク・ライフ・バランス (個人の仕事と生活の調和を図ることをいう。) に係る取組の推進
- (3) ドメスティック・バイオレンスの根絶
- (4) 性別等の違いに応じた心及び身体の健康支援
- (5) 性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援
- (6) 外国人、日本国籍を有する外国出身者等(以下「外国人等」という。)への情報の多言語化 等によるコミュニケーション支援
- (7) 外国人等が安心して安全に暮らせるための生活支援
- (8) 外国人等との交流の促進等による多文化共生の地域づくりの推進
- (9) 外国人等の社会参画及び社会における活躍を推進するための支援
- (10) 国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる偏見又は不当な差別の解消
- 2 区長は、前項に定める基本的施策を効果的に推進するため、必要な教育又は啓発を積極的に行うものとする。

(行動計画)

第9条 区長は、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画 を策定し、これを公表するものとする。

- 2 区長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ次条に規定する世田谷区男女共同参画・ 多文化共生推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、毎年1回、行動計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

(世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会)

- 第10条 男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査・審議するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。
- (1) 行動計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し区長が必要と認める 事項
- 3 審議会は、学識経験者、区内に住所を有する者その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱する委員 15名以内をもって組織する。
- 4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

- 5 審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査・審議するため又は調査・審議を効率的に行うため、部会を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 第4章 苦情処理

(苦情の申立て等)

- 第11条 区民又は事業者は、男女共同参画・多文化共生施策に関する事項について、区長に対し苦情若しくは意見の申立て又は相談をすることができる。
- 2 区長は、前項の規定による申立て又は相談(以下「苦情の申立て等」という。)を受けたときは、速やかに調査等を行い、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。この場合において、区長は、必要と認めるときは、次条に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会に諮問し、その意見を聴くものとする。

(世田谷区男女共同参画·多文化共生苦情処理委員会)

- 第12条 苦情の申立て等について、公正かつ適切に処理するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を置く。
- 2 苦情処理委員会は、前条第2項の規定による区長の諮問に応じ、苦情の申立て等について調査・審議し、区長に対して意見を述べるものとする。
- 3 苦情処理委員会は、男女共同参画及び多文化共生に関し、深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3名以内をもって組織する。
- 4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 5 苦情処理委員会は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他の関係人の出席 を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができ る。
- 6 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

Ordinance to Promote Gender Equality and Intercultural Cohesion for a Diverse Setagaya

Contents

Preamble

Chapter 1: General Provisions (Articles 1-7)

Chapter 2: Basic Measures, etc. (Article 8, Article 9)

Chapter 3: Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural

cohesion in Setagaya City

(Article 10)

Chapter 4: Resolution of Complaints (Article 11, Article 12)

Chapter 5: Miscellaneous Provision (Article 13)

Supplementary Provision

The building of local communities characterized by respect for the dignity of each person, acceptance of diversity such that each individual can live in the way they see fit, regardless of age, gender, nationality, ability or disability is what we as humans should aim for, over and above national boundaries and ethnic differences. Moreover, acceptance of each and every person in their individuality leads to societies that can offer a diverse range of lifestyles, where people can participate in all activities and where duties can be shared.

Sharing this philosophy with the City, residents and businesses and united behind it, Setagaya City enacts this ordinance with the purpose of creating a local community that accepts diversity and respects human rights by promoting gender equality and intercultural cohesion.

Chapter 1: General Provisions

#### (Purpose)

Article 1

With regard to the promotion of gender equality and intercultural cohesion, this ordinance establishes the guiding principles and defines the roles and duties of the City, residents and businesses. It also stipulates basic articles for policies and measures to promote gender equality and intercultural cohesion (hereafter "gender equality and intercultural cohesion measures"). It thereby works for a gender equitable and intercultural community with the objective of contributing to the realization of a society that accepts diversity and respects human rights.

#### (Definitions)

Article 2

In this ordinance, key terms are defined as follows:

(1) Gender equality:

Regardless of their biological sex, the opportunity of all to freely participate across all spheres of life is preserved, and every person is able to enjoy the political, economic, social and cultural benefits thereof.

(2) Intercultural cohesion

All people accept the cultural differences of those of other nationalities and ethnicities, living together and building relationships of equality.

(3) Gender

Biological sex, gender identity (one's own identified gender) and sexual orientation (a person's sexual identity in relation to the gender to which they are attracted).

(4) Resident

A person living in Setagaya, working in Setagaya or attending an educational facility in Setagaya.

(5) Business

An individual, corporation or organization carrying out business activities in

Setagaya.

(6) Sexual minority

A person whose gender identity, sexual orientation, etc. differ from the majority of the population.

(7) Domestic violence

Violence (including behaviors and actions causing mental or physical harm) between those who are, or were, in an intimate relationship such as spouse or partner.

### (Guiding Principles)

Article 3

The guiding principles for the promotion of gender equality and intercultural cohesion (hereafter "guiding principles") are as follows.

- (1) Diversity is accepted by all, human rights are protected and every person can live with dignity.
- (2) All people can choose from a diverse range of lifestyles, fulfilling their potential based on their own free will.
- (3) All people are able to participate in activities in every field, sharing responsibility.

#### (Duties of the City)

Article 4

The City, based on these guiding principles, has the responsibility to implement gender equality and intercultural cohesion measures in a comprehensive and planned way.

2 The City, in its implementation of gender equality and intercultural cohesion measures, shall obtain the cooperation of residents and businesses and engage in partnerships with the central government, other regional authorities and other relevant bodies.

#### (Duties of Residents)

Article 5

City residents, based on the guiding principles, must deepen their understanding of gender equality and intercultural cohesion and must make efforts to achieve a gender equitable and intercultural society in every field of activity.

2 Residents must make efforts to cooperate with the gender equality and intercultural cohesion measures implemented by the City.

(Duties of Businesses)

Article 6

Businesses, based on the guiding principles, must deepen their understanding of gender equality and intercultural cohesion and must make efforts to take the steps necessary to achieve a gender equitable and intercultural society in their business activities and in the operation of their workplaces.

2 Businesses must make efforts to cooperate with gender equality and intercultural cohesion measures implemented by the City (elimination of discrimination on the basis of gender difference, or on the basis of cultural differences with people of different nationality or ethnicity).

Article 7

Unjust discriminatory treatment by anyone on the basis of gender difference, or on the basis of cultural differences with people of different nationality or ethnicity, must not violate the rights and interests of others.

2 Care must be taken not to communicate information to the public that promotes unjust discrimination on the basis of gender difference, or on the basis of cultural differences with people of different nationality or ethnicity.

Chapter 2: Basic Measures, etc.

(Basic Measures)

Article 8

Gender equality and Intercultural cohesion measures shall be based on the following.

- (1) Elimination of stereotypical perceptions of gender roles
- (2) Promotion of initiatives related to work-life balance (efforts by individuals to harmonize their work and private lives)
- (3) Eradication of domestic violence
- (4) Accounting for gender differences in the provision of physical and mental health support
- (5) Supporting the promotion of understanding of diverse sexuality such as sexual minorities and the elimination of barriers in everyday life associated with sexual difference.
- (6) Supporting communication with foreigners and those born abroad with Japanese citizenship (hereafter "foreigners") through provision of language in foreign languages, etc.
- (7) Supporting livelihoods so that foreigners can live safely and securely
- (8) Promoting intercultural community-building by promoting exchange with foreigners
- (9) Supporting promotion of community engagement by foreigners and their success in society
- (10) Eliminating prejudice and unjust discrimination against different nationalities and ethnicities based on cultural differences
- 2 In order to effectively promote these basic measures, the Mayor shall positively pursue and engage in the public education and awareness-raising required.

#### (Action plan)

Article 9

In order to promote gender equality and intercultural cohesion measures in a comprehensive and planned way, the Mayor shall draw up and publish an action plan. 2 In drawing up the action plan, the Mayor must listen to the views of the Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural Cohesion in Setagaya City as stipulated in the following articles.

3 The Mayor shall update the public on the implementation of measures based on the action plan every year.

#### Chapter 3

Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural Cohesion in Setagaya City

Article 10

An Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural Cohesion in Setagaya City (hereafter "the Board") shall be formed as a mayoral body to review and discuss matters necessary to promote gender equality and intercultural cohesion measures in a comprehensive and planned way.

- 2 The Board will review and discuss the following matters as advised by the Mayor.
  - (1) Matters related to the action plan.
  - (2) In addition to the above, any matters as deemed necessary by the Mayor to promote gender equality and intercultural cohesion measures
- 3 The Board will be made up of no more than 15 members appointed by the Mayor including academic experts, residents of Setagaya and any other persons as deemed necessary by the Mayor.

- 4 The term of the above members shall be two years, with no cap on reappointment. However, a replacement member shall sit for the remainder of the term of their predecessor only.
- 5 A task force may be appointed within the Board in order to review and discuss specialized matters not limited to matters related to gender equality and intercultural cohesion or to conduct reviews and discussion efficiently.
- 6 In addition to the matters established above, rules are established regarding the requirements for organization and operation of the Board.

Chapter 4 Resolution of Complaints

#### (Filing complaints, etc.)

Article 11

- City residents and businesses may file a complaint against the Mayor, submit their opinions or seek advice on matters related to gender equality and intercultural cohesion measures.
- 2 The Mayor, upon receiving a complaint or query as stipulated in the preceding clause (hereafter "complaints"), shall promptly investigate or take other appropriate steps as required. In this case, the Mayor shall, as deemed necessary, consult the Advisory Board for the Resolution of Gender Equality and Intercultural Cohesion Complaints in Setagaya City.

(Advisory Board for the Resolution of Gender Equality and Intercultural Cohesion Complaints in Setagaya City)

#### Article 12

In order to ensure that complaints are resolved fairly and appropriately, an Advisory Board for the Resolution of Gender Equality and Intercultural Cohesion Complaints in Setagaya City (hereafter the "Complaints Resolution Board") shall be appointed as a mayoral body.

- 2 The Complaints Resolution Board shall review and discuss complaints as required to advise the Mayor as stipulated in the above Article 11(2).
- 3 The Complaints Resolution Board shall consist of no more than three members appointed by the Mayor with deep understanding and insight into matters related to gender equality and intercultural cohesion.
- 4 The term of the above members shall be two years, with no cap on reappointment. However, a replacement member shall sit for the remainder of the term of their predecessor only.
- 5 The Complaints Resolution Board, when deemed necessary for the purposes of review and discussion, may request the attendance of relevant official or other related persons to provide their opinion or a briefing. It may also request the submission of necessary documents from such persons.
- 6 In addition to the matters established above, rules are established regarding the requirements for organization and operation of the Complaints Resolution Board.

Chapter 5 Miscellaneous Provisions

#### (Delegated)

Article 13

Rules are established regarding the requirements for the enforcement of this ordinance.

#### Supplementary Provisions

This ordinance takes effect on April 1, 2018.

# 2. 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(平成30年3月世田谷区条例第15号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会の委員)

- 第2条 条例第10条第1項に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次のとおりとする。
  - (1) 学識経験のある者 6名以内
- (2) 区内に住所を有する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員9名以内(審議会の会長及び副会長)
- 第3条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第4条 審議会は、会長が招集する。

(審議会の会議)

- 第5条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 審議会を傍聴しようとする者は、会長に申し出るものとする。

(審議会の部会)

- 第6条 条例第10条第5項の規定に基づき、審議会に部会を置く。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査・審議の経過及び結果を審議会 に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。 (苦情の申立て等の手続)
- 第7条 条例第11条第1項の苦情若しくは意見の申立て又は相談(以下「苦情の申立て等」という。)をしようとする者は、苦情の申立てをしようとする場合にあっては苦情申立書(第1号様式)を、意見の申立て又は相談をしようとする場合にあっては意見申立・相談書(第2号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、苦情の申立て等のうち、苦情又は意見の申立てに係る処理を終了したときは、苦情 又は意見の申立て処理結果通知書(第3号様式)により当該苦情又は意見の申立てをした者に対 し通知するものとする。

(世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会の委員長)

- 第8条 条例第12条第1項に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)に委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、苦情処理委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、苦情処理委員会に属する委員のうちから、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(苦情処理委員会の招集)

第9条 苦情処理委員会は、委員長が招集する。

(苦情処理委員会の会議)

第10条 苦情処理委員会は、委員2人以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 (年次報告)

第11条 区長は、毎年度1回、苦情の申立て等の処理状況について審議会に報告するものとする。

(庶務)

第12条 審議会及び苦情処理委員会の庶務は、生活文化部人権・男女共同参画担当課において 処理する。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する

# 3. 出入国在留管理庁による在留外国人に対する基礎調査結果(令和3年度)

出入国在留管理庁は、在留外国人の置かれている状況及び在留外国人が抱える職業 生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人に関する共生施策 の企画・立案に資することを目的として基礎調査を行いました。

調査対象:令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過し

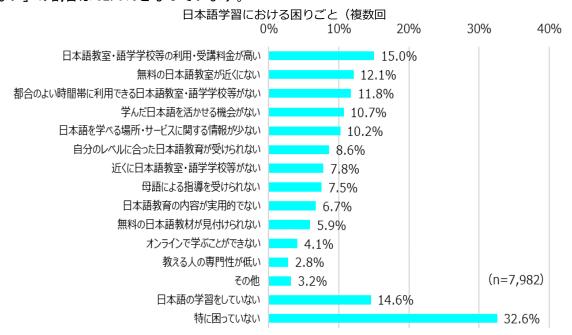
ている 18 歳以上の中長期在留者及び特別永住者から無作為抽出された

計 40,000 人

調査期間:令和4年2月18日(金)~令和4年3月3日(木)

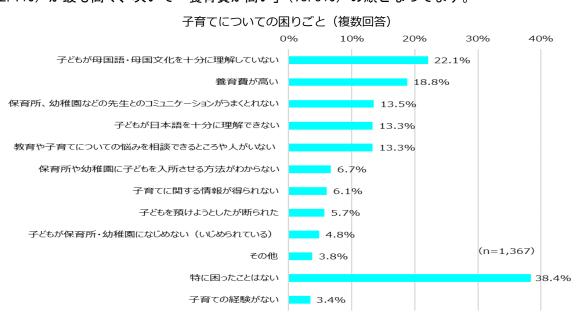
# ① 日本語学習における困りごと

▼日本語学習における困りごとでは、「日本語教室・語学学校等の利用・受講料金が高い」(15.0%)が最も高く、続いて「無料の日本語教室が近くにない」が 12.1%となっています。また、「特に困っていない」の割合は 32.6%となっています。



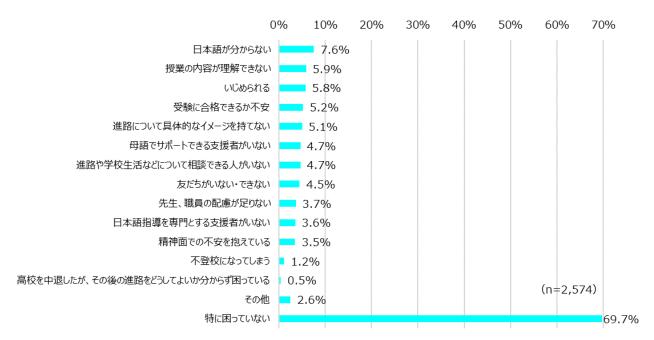
# ② 子育て・教育

▼子育てについての困りごとでは、「子どもが母国語・母国文化を十分に理解していない」 (22.1%)が最も高く、次いで「養育費が高い」(18.8%)の順となってます。



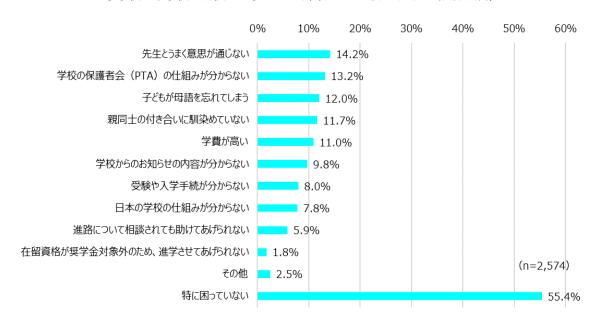
▼子どもが通っている学校において、こどもが困っていることをみると、「日本語が分からない」 (7.6%) が最も高くなっています。

小学校・中学校・高校・大学における困りごと〈子どもについて〉(複数回答)



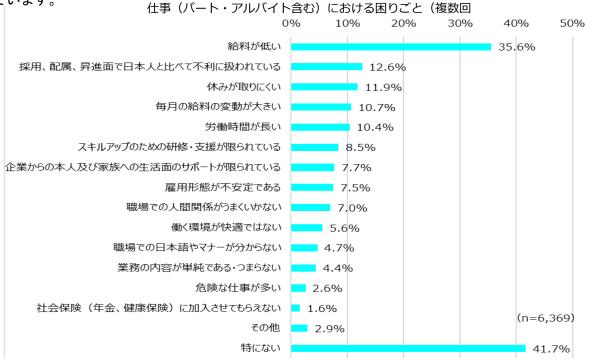
▼子どもが通っている学校において、親として困っていることをみると、「先生とうまく意思が通じない」(14.2%)が最も高く、「学校の保護者会(PTA)の仕組みが分からない」(13.2%)が続いています。

小学校・中学校・高校・大学における困りごと〈親として〉(複数回答)



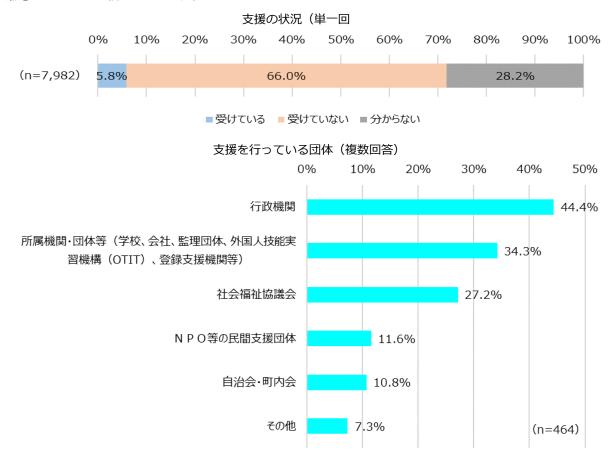
# ③ 仕事に関して

▼仕事(パート・アルバイトを含む)における困りごとでは、「給料が低い」の割合が最も高く、(35.6%)、次いで「採用、配属、昇進面で日本人と比べて不利に扱われている」(12.6%)となっています。 (15.14、15.14

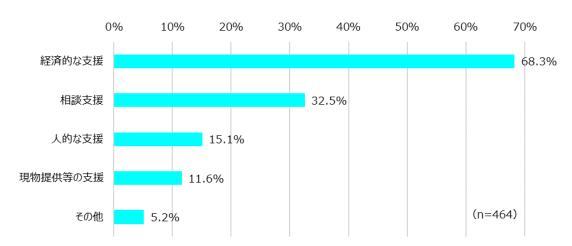


# ④ 支援について

▼支援の状況についてみてみると、現在、行政機関や NPO 等の民間支援団体等から何らかの支援を「受けている」と回答した人の割合は 5.8%であり、そのうち「行政機関」からの支援を受けている人が最も多くなっています(44.4%)。また、支援の内容は「経済的な支援」(68.3%)、「相談支援」(32.5%)と続いています。



#### 支援の内容(複数回答)



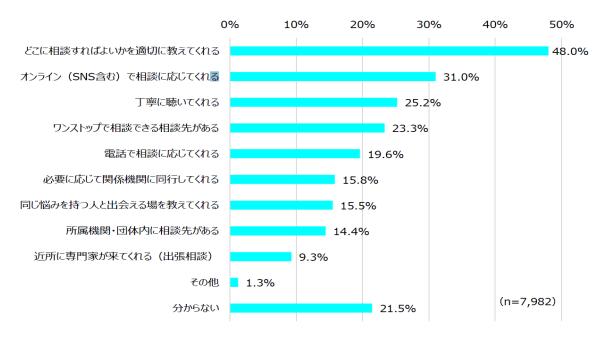
▼支援を受けていない理由では、「支援があることを知らなかった」が最も多くなっています (55.1%)。

支援を受けていない理由(複数回答)



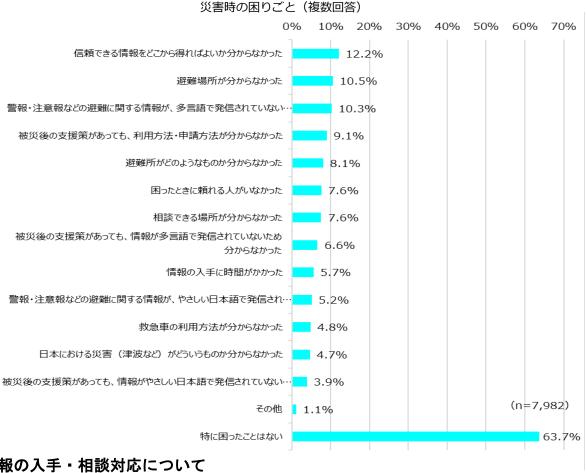
▼支援に関して望むこととしては、「どこに相談すればよいかを適切に教えてくれる」の割合が48.0%と最も高く、次いで「オンライン (SNS 含む) で相談に応じてくれる」(31.0%) の順となっています。

支援に関して望むこと(複数回答)



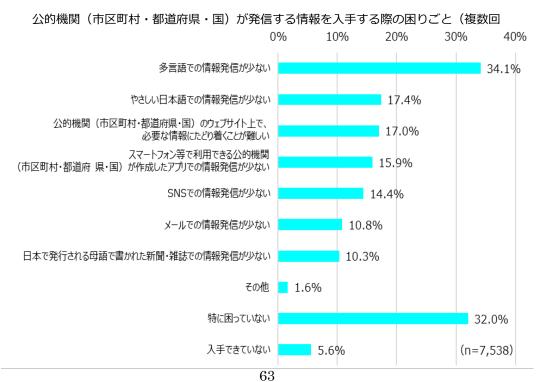
## ⑤ 災害・非常時の対応

▼災害時の困りごとでは、「信頼できる情報をどこから得ればよいか分からなかった」が最も高く (12.2%)、次いで「避難場所が分からなかった」(10.5%)、「警報・注意報などの避難に関する情 報が多言語で発信されていないため分からなかった」が 10.3%となっています。

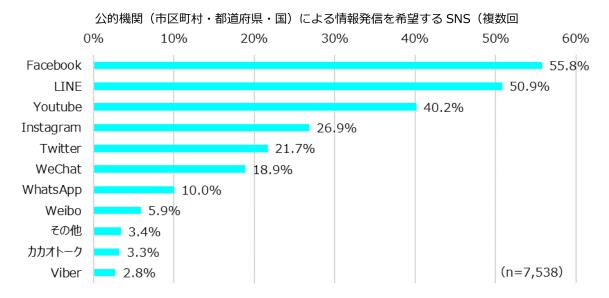


# ⑥ 情報の入手・相談対応について

▼公的機関(市区町村・都道府県・国)が発信する情報を入手する際の困りごとでは、「多言語で の情報発信が少ない」(34.1%)が最も高く、次いで「やさしい日本語での情報発信が少ない」 (17.4%)、「ウェブサイト上で必要な情報にたどり着くことが難しい」(17.0%)となっています。

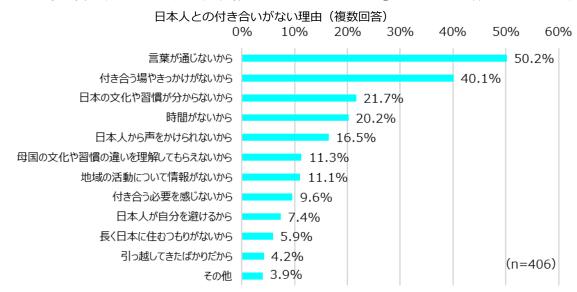


▼公的機関(市区町村・都道府県・国)による情報発信を希望する SNS をみると、「Facebook」 (55.8%)、「LINE」(50.9%)、「YouTube」(40.2%) となっています。

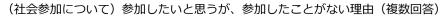


# ⑦ 日本人との関わり・社会参加

▼日本人との付き合いがない外国人の割合は 5.4%であり、その理由は「言葉が通じないから」 (50.2%)が最も高く、次いで「付き合う場やきっかけがないから」(40.1%)の順となっています

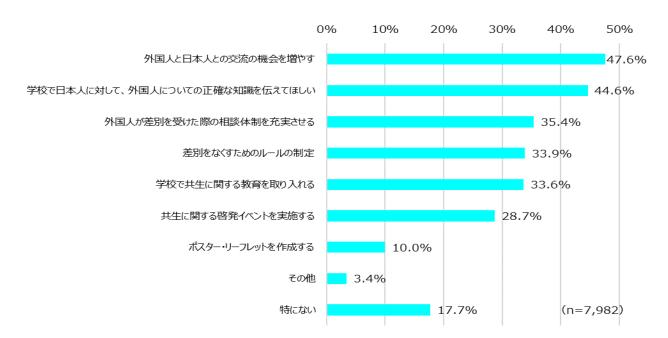


▼社会参加について、「参加したいと思うが、参加したことがない理由」をみると、「どのような活動が行われているか知らない」が最も多く 65.6%となっており、次いで、「言葉が通じるか不安がある」 (43.8%) の順となっています。



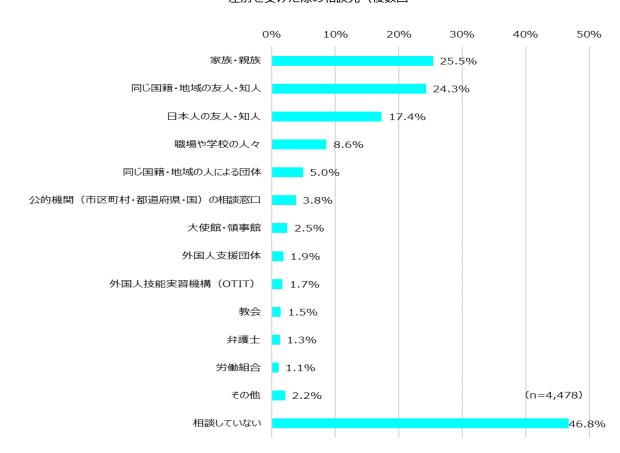


## ⑧ 人権問題 (差別) について



▼差別を受けた際の相談先では、「相談していない」の割合が最も高く(46.8%)、次いで「家族・親族」(25.5%)、「同じ国籍・地域の友人・知人」(24.3%)、「日本人の友人・知人」(24.3%)となっています。また、「公的機関(市区町村・都道府県・国)の相談窓口」の割合は3.8%にとどまっています。

### 差別を受けた際の相談先(複数回



# 4. 区民への意見聴取結果

## 世田谷区における外国人区民の意識・実態調査

世田谷区内の外国人の標準的な生活状況並びに区に対しての満足度及びニーズを量的調査により明らかにすることで、在住外国人の傾向の把握、外国人支援策の充実を図るため、令和4年6月に「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」、同年8月に「ヒアリング調査」(P76)を実施しました。

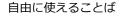
### ■意識·実態調査

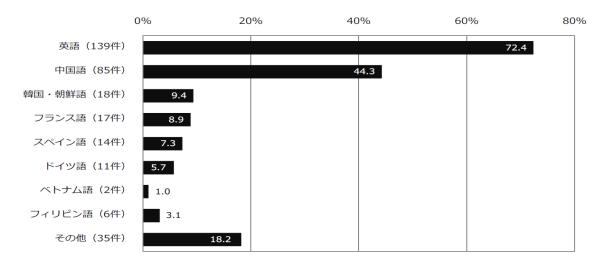
実施期間	令和 4(2022)年 6 月 7 日から 6 月 28 日まで
調査対象	令和4年4月1日時点で世田谷区内に在住する18歳以上の外国籍
	区民
対象者数	2,000 人
抽出方法	層化二段無作為抽出法
対応言語	日本語、英語、中国語(簡体字及び繁体字)、韓国語、タイ語、ス
	ペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール
	語、インドネシア語
調査方法	郵送配布、郵送・Web 回答
回収結果	有効回収数 199 部、回収率 10.1%

## ■調査結果

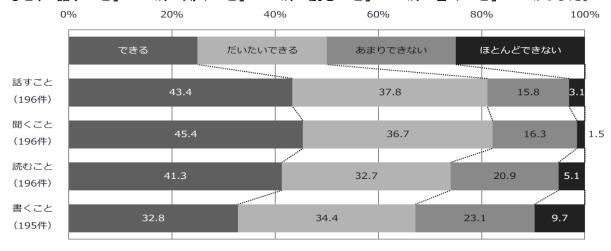
# ① ことばについて

▼日本語以外で自由に使えることばでは、「英語」が 139 件・72. 4%で最も多く、「中国語」が 85 件・44. 3%、「韓国・朝鮮語」が 18 件・9. 4%と続いています。





▼日本語(話す・聞く・読む・書く)のレベルでは、「できる」と「だいたいできる」の合算でみると、「話すこと」81.1%、「聞くこと」82.1%、「読むこと」74.0%、「書くこと」67.2%でした。

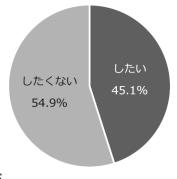


- ▼日本語の勉強意欲では、45.1%が日本語を「勉強したい」と回答しています。
- ▼参加してみたい日本語教室では、「自分の家や職場に近い」46.7%、「中級・上級者向け」45.5%、「オンラインで利用できる」43.7%と続いています。

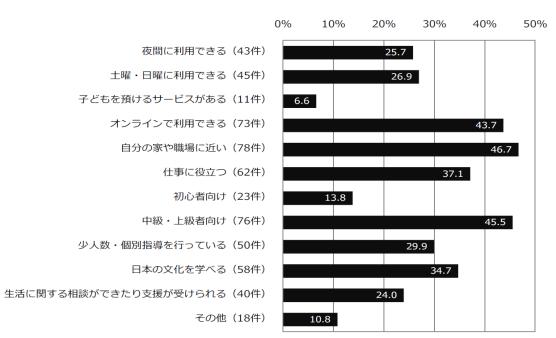
#### 日本語の勉強意欲

	件数	割合
したい	32	45.1
したくない	39	54.9
全 体	71	100.0

※無回答4



#### 参加してみたい日本語教室



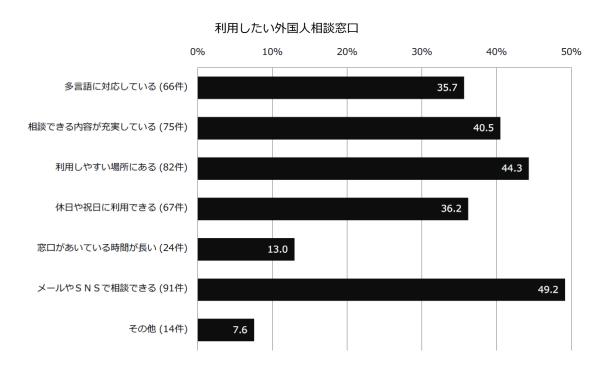
## ② 行政サービスについて

▼世田谷区役所利用時に困ったことでは、「どの窓口を利用していいかわからなかった」及び「ことばが通じなかった」が 14.3%で最も高く、続いて「手続きがわからなかった」12.8%、「書類や区役所内の案内が日本語のため、内容がわからなかった」10.2%と続いています(「その他」「特にない」は除く)。

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% どの窓口を利用していいかわからなかった(28件) 14.3 書類や区役所内の案内が日本語のため、 内容がわからなかった(20件) ことばが通じなかった(28件) 14.3 手続きがわからなかった (25件) 12.8 職員の対応が不親切だった(8件) 4.1 その他(12件) 特にない (123件)

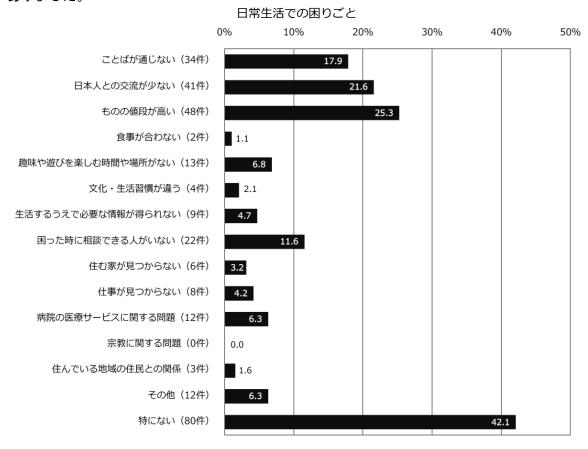
世田谷区役所利用時に困ったこと

▼利用したい外国人相談窓口では、「メールや SNS で相談できる」が 91 件・49.2%で最も多く、次いで「利用しやすい場所にある」82 件・44.3%、「相談できる内容が充実している」75 件・40.5%、「多言語に対応している」66 件・35.7%等の回答がみられました。



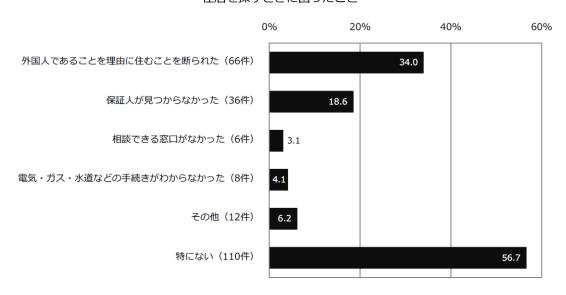
## ③ 日常生活について

▼日常生活での困りごとでは、「特にない」が 80 件・42.1%と最も多い結果となりました。困っている内容では、「日本人との交流が少ない」41 件・21.6%、「ことばが通じない」34 件・17.9%等の回答がありました。

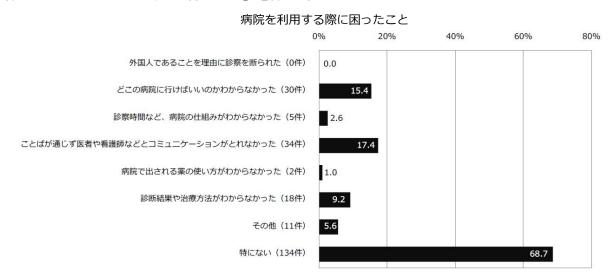


▼住居を探すときに困ったことでは、「外国人であることを理由に住むことを断られた」が 66 件・34.0%で最も多く、「保証人が見つからなかった」が 36 件・18.6%と続いています(「特にない」を除く)。

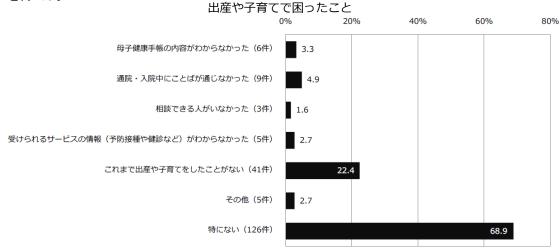
住居を探すときに困ったこと



▼病院を利用する際に困ったことでは、「ことばが通じず医者や看護師などとコミュニケーションがとれなかった」が 34 件・17.4%で最も多く、「どこの病院に行けばいいのかわからなかった」が 30件・15.4%となっています(「特にない」を除く)。



▼出産や子育てで困ったことでは、「通院・入院中にことばが通じなかった」が 4.9%、「母子健康手帳の内容が分からなかった」が 3.3%となりました (「特にない」「これまで出産や子育てをしたことがない」を除く)。



▼働くうえで困ったことでは、「ことばが通じず職場でコミュニケーションが取れなかった」は 5.7%、「外国人であることを理由に働くことを断られた」は 5.2%となっています。

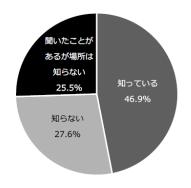
働くうえで困ったこと 20% 40% 60% 外国人であることを理由に働くことを断られた(10件) 5.2 仕事を探す方法がわからなかった(7件) 募集や採用が少なかった(14件) 7.3 正社員など、安定した立場で働けなかった(13件) 6.8 日本人と比べ、給料や働く時間に差があった(7件) 働く時間が長い(14件) 社会保険・労働保険に加入できなかった(4件) ことばが通じず職場でコミュニケーションがとれなかった(11件) ルールや制度などがわからなかった (9件) 相談できる人がいなかった(13件) 働いたことがない(15件) その他(16件) 特にない (111件) 57.8

▼避難所の認知度では、「知っている」が 92 件・46.9%で、半数近くが自身の避難場所を認知していました。「知らない」54 件・27.6%、「聞いたことがあるが場所は知らない」は 50 件・25.5%でした。

#### 避難場所認知度

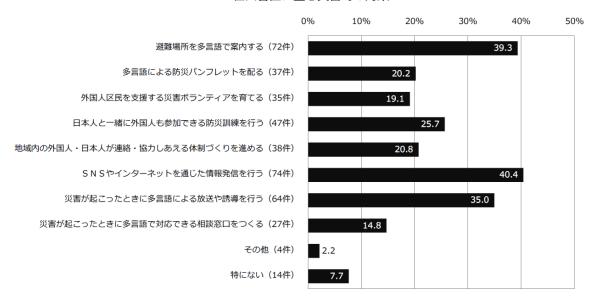
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
	件数	割合
知っている	92	46.9
知らない	54	27.6
聞いたことがあるが場所は知らない	50	25.5
全 体	196	100.0

**※無回答** 3

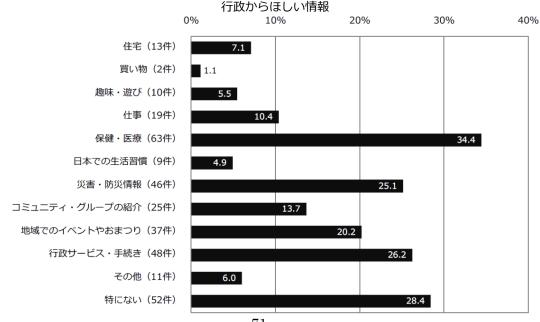


▼世田谷区に望む災害対策としては、「SNS やインターネットを通じた情報発信を行う」が 40.4%と 最も多く、「避難場所を多言語で案内する」が 39.3%、「災害が起こったときに多言語による放送や誘 導を行う」が 35.0%と続いています。

#### 世田谷区に望む災害時の対策

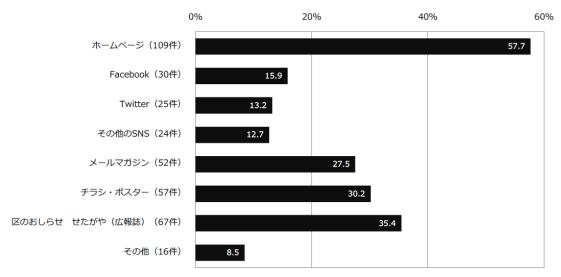


▼行政からほしい情報では、「保健・医療」が34.4%で最も高く、「行政サービス・手続き」が26.2%、「災害・防災情報」が25.1%、「地域でのイベントやおまつり」が20.2%と続いています。



▼希望する行政からの情報発信の方法は、「ホームページ」57.7%でニーズが高いことが伺えます。 続いて、「区のおしらせ せたがや (広報誌)」35.4%、「チラシ・ポスター」30.2%、「メールマガジ ン」27.5%と続いています。

希望する行政からの情報発信の方法

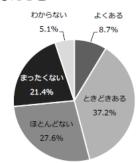


▼日本人から偏見や差別を感じたことについては、「ときどきある」37.2%で最も多く、「よくある」との合算では45.9%と、約半数の外国人住民が偏見や差別を感じたことが「ある」と回答しています。

日本人から偏見や差別を感じたこと

	件数	割合
よくある	17	8.7
ときどきある	73	37.2
ほとんどない	54	27.6
まったくない	42	21.4
わからない	10	5.1
全 体	196	100.0

※無回答3



▼どのようなときに偏見や差別を感じたかでは、「住居を探すとき」46.6%が最も多く、次いで「電車やバスに乗っているとき」27.5%、「仕事を探したり、働いているとき」22.1%と続いています。

どのようなときに偏見や差別を感じたか

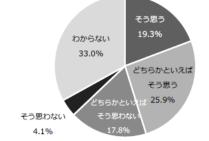
	件数	割合
行政機関(世田谷区役所など)での手続きのとき	13	9.9
日本人の友人、知人と付き合うとき	8	6.1
近所の人と付き合うとき	16	12.2
住居を探すとき	61	46.6
自分や家族が結婚するとき	4	3.1
社会保障制度(保険・年金など)を受けるとき	2	1.5
電車やバスに乗っているとき	36	27.5
出産・育児のとき	2	1.5
学校教育を受けるとき	4	3.1
仕事を探したり、働いているとき	29	22.1
レストランなどお店へ入店したり、サービスの提供を求めるとき	26	19.8
まちを歩いているとき	19	14.5
その他	23	17.6
全 体	131	100.0

※無回答:13 ※累計(n):243/累計(%):185.5

▼外国人に対する偏見や差別の減少では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合算が 45.2%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合算が 21.9%で、偏見や差別が減少し ていると感じる外国人が 23.3 ポイント多くなっています。

外国人に対する偏見や差別の減少について

	件 数	割合
そう思う	38	19.3
どちらかといえば合う思う	51	25.9
どちらかといえばそう思わない	35	17.8
そう思わない	8	4.1
わからない	65	33.0
全 体	197	100.0



※無回答 2

## ④ 交流活動について

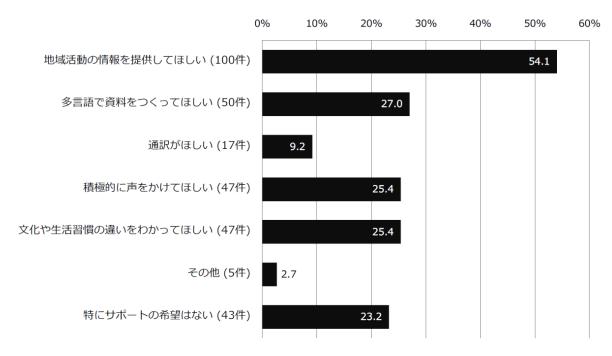
▼交流活動について、『母語や日本語を教える活動』『学校の授業への協力』『防災訓練』『防犯活動』『地域のイベント』『文化交流』『スポーツ交流』『外国人支援活動』の8つのテーマにおいて、それぞれ活動の有無、今後の取組意欲について回答を得ました。

どのテーマにおいても、「したことがある」の割合は3割以下で、『母語や日本語を教える活動』の25.4%が最も高く、『防犯活動』の2.2%が最も低くなっています。

今後の取組み意欲として、「積極的にしたい」は『文化交流』『外国人支援活動』が同率 18.3%で最も高く、次いで『地域のイベント』18.0%となりました。「機会があればしたい」は『地域のイベント』48.3%が最も高く、次いで『防災訓練』47.0%、『文化交流』46.3%となりました。

▼地域活動時に必要なサポートでは、約8割がサポートを希望しています。希望するサポートは 「地域活動の情報を提供してほしい」54.1%、「多言語で資料をつくってほしい」と続いています。

地域活動時に必要なサポート

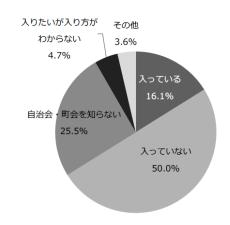


▼自治会・町会への加入状況では、「入っていない」が 96 件・50.0%で最も多く、「入っている」は 31 件・16.1%、「自治会・町会を知らない」が 49 件・25.5%、「入りたいが入り方がわからない」が 9 件・4.7%でした。

自治会・町会の加入状況

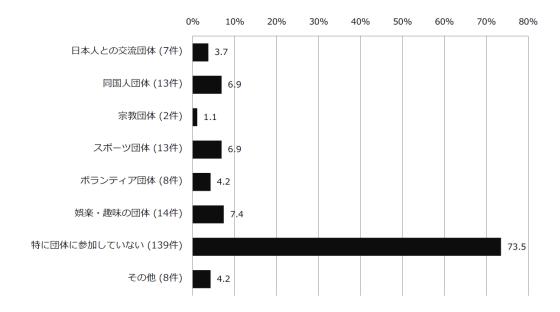
	件数	割合
入っている	31	16.1
入っていない	96	50.0
自治会・町会を知らない	49	25.5
入りたいが入り方がわからない	9	4.7
その他	7	3.6
回答者	192	100.0

**※無回答 7** 



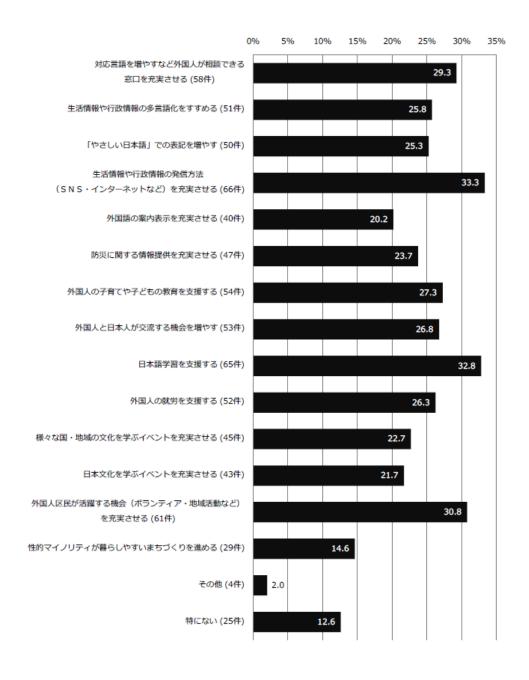
▼団体(コミュニティ・グループ) への参加状況では、「特に団体に参加していない」が139件・73.5%であり、参加している団体については、「娯楽・趣味の団体」が14件・7.4%で最も多く、次いで「同国人団体」「スポーツ団体」がともに13件・6.9%となりました。

団体(コミュニティ・グループ)への参加状



▼世田谷区に期待する取組みでは、「生活情報や行政情報の発信方法(SNS・インターネットなど)を充実させる」が 66 件・33.3%で最も多く、次いで「日本語学習を支援する」が 65 件・32.8%、「外国人区民が活躍する機会(ボランティア・地域活動など)を充実させる」61 件・30.8%、「対応言語を増やすなど外国人が相談できる窓口を充実させる」58 件・29.3%の順で多い結果となりました。

#### 世田谷区に期待する取組み



## ■ヒアリング調査

実施期間	令和4(2022)年8月20日、21日、27日の3日間
調査対象	令和4年4月1日時点で世田谷区内に在住する18歳以上の外国籍
	区民
調査人数	21 名
抽出方法	上記「意識・実態調査」調査票送付時に、「ヒアリング調査参加希
	望票」を同封。参加を希望する方のみ、「ヒアリング調査参加希望
	票」を返送していただく。
回答者の	性別:男性11名、女性9名、未記入1名
属性	国籍・地域:中国8名、フィリピン2名、インドネシア2名、アメ
	リカ2名、その他7名
	年代:20代3名、30代7名、40代4名、50代6名、60代1名

## ■調査結果

#### ●日本語学習について

- ・学校での学習もあるが、加えて実際に大学、ボランティア活動、アルバイト先、会社などで コミュニケーションをとった経験が日本語の上達につながっている。
- ・言葉は、実際に使う機会がないとすぐに忘れてしまう。
- 漢字は難しい。
- 敬語などが難しく、正しいかどうか常に悩んでいる。

### ●日本語学校・日本語教室について

- ・コロナもあり、オンラインの方が参加しやすい。対面で集団の授業だと、できる人・全くで きない人がいて、つまらなくなる・ついていけなくなる人がいる。
- ・オンラインではなく、直接会話した方が分かりやすい・意思が伝わりやすいと思う。
- 区の日本語教室があることを知らなかった。参加して入門レベルから勉強したい。
- 基本的な日本のルールなどについて、あわせて勉強したい。

### ●情報の入手先・情報発信について

- ・ダイレクトメール、メールマガジンなど、英語の携帯サービスがあれば助かる。
- 情報は区や専門機関のホームページを検索して調べている。
- ・携帯電話がなければ、駅にあるパンフレットや区のおしらせ、街の掲示板から情報を得ている。多言語であればありがたいが、実際に全て多言語化は難しいと思う。
- ・ホームページでも、メールや郵便の発信でも、目を引くようなタイトルにするなど、興味を もって開けてもらえるよう工夫することが大事。
- ・コロナの際、区役所のホームページが分かりやすく書いてあった。
- ・日本語のホームページは情報が多すぎる。

## ●多言語表記・やさしい日本語について

- ・日本語に詳しくない人には、難しい言葉にふりがなが付いていてもわからない。日本語の横に多言語で説明が付いていたほうが良い。
- ・明朝体は外国人には読みづらい。ゴシック体やメイリオの方が読みやすい。
- ・バス等アナウンスやサインで、英語がある所とないところがある。災害時など、地図やサインフリガナや、多言語表記があると安心できる。

・街を歩いていると、以前と比べると英語の看板が多くなり、英語の質自体も良くなってきていると実感している。

## ●防災について

- ・避難場所がどこなのか、物資はどこからもらえるのか等わからないので、訓練に参加してみたい。
- ・避難所表示が多言語であるといいと思う。
- ・注意点や考えておくべきことをメッセージやビデオにまとめるなどして、日本語教室やオン ラインを活用して伝えるといいと思う。

## ●交流活動について

- ・イベント参加者たちのコミュニティができ、やり取り情報を残せるなどできればよい。
- ・交流はあまりない。同じものに興味があるコミュニティに入りたいが、タイミング悪くコロナで入れない。もちろん友達も作れない。
- ・日本人の知り合いはいるが、英語での会話になるので日本語を使う機会が少ない。

# ●困りごとについて

- ・日本文化(会社での役職の関係など)がうまく理解できない。
- ・英語しかわからず、区役所へ行った際に通訳をしてくれることもあるが、人によっては「ここではない。」とだけ言われ、その先の案内がないのでどうすればよいかわからない。
- ・区で英語対応可能な病院のリストをもらったが、実際に行くと英語の対応がなく大変だった。
- ・家を借りるときに外国人は断られるケースが多い。また保証人のルールが厳しい。

#### ●世田谷区に期待すること、要望

- ・人との接点がなく、交流の場が持てない。住んでいる周辺にある区の取組みや団体等がわかると、もっと交流ができる。
- 経済的に役に立つ情報(税金や補助金など)を区から発信していただけるとすごく助かる。
- ・日本に来たばかりの人への情報サポートやアドバイスをもらえると安心できる。

### ●偏見・差別について

- ・差別を受けたことはない。逆に優しくされるぎる時がある。それも良いことではなく、特別 扱いがあって入り込めない。もう少し普通の人間として見てもらいたい。
- ・アルバイトで、外国の名前を名乗っただけで「外国人はいらない。日本人じゃないと雇えない。」と断られることがたくさんあった。今は通称名ですべて働いている。
- ・日本語が上達しても、国籍をもらったとしても、ずっと外国人として扱われる。
- ・レストランだと、日本語で注文したのに英語で返されることがある。
- ・外国人でもちゃんとやさしくすれば、向こうもやさしくしてくれる。外国人だということが 問題ではなく、気持ちが問題だと思う。

# 5. 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」委員名簿

氏名	役職・所属団体等	所属部会
池田 ひかり	明治学院大学ハラスメント相談支援センターコー ディネーター	男女共同参画部会
市川望美	非営利型株式会社 Polaris 取締役ファウンダー	男女共同参画部会
上杉 崇子	弁護士	男女共同参画部会
上田 啓子	世田谷区町会総連合会 副会長	多文化共生推進部会
江原 由美子	東京都立大学名誉教授	会長 男女共同参画部会長
加藤 秀一	明治学院大学社会学部教授	男女共同参画部会
久米 喜代美	公募委員	男女共同参画部会 多文化共生推進部会
小島 和子	世田谷区人権擁護委員	男女共同参画部会
ゴロウィナ・ クセーニヤ	イクリスせたがや 代表	多文化共生推進部会
斎藤 利治	特定非営利活動法人アジアの新しい風	多文化共生推進部会
日暮ートモ子	日本大学文理学部教授	多文化共生推進部会
藤井 美香	公益財団法人横浜市国際交流協会	多文化共生推進部会
藤原 由佳	公募委員	男女共同参画部会 多文化共生推進部会
薬師 実芳	特定非営利活動法人 ReBit 代表理事	男女共同参画部会
山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授	副会長 多文化共生推進部会長

# 6. 世田谷区国際化推進委員会設置要綱

#### 世田谷区国際化推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 世田谷区の国際化の推進を図るため、世田谷区国際化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 世田谷区に係る国際化の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、部長会の構成員をもって組織する。

(委員長等)

第4条 委員長は、生活文化政策部を担任する副区長をもって充て、委員会を代表し、 会務を総理する。

2 副委員長は、生活文化政策部を担任する副区長以外の副区長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(部会)

第6条 第2条の事項を検討するにあたり、委員長が必要と認めたときは、部会を設置 することができる。

2 部会の組織その他運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活文化政策部文化・国際課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日31世国際第244号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日3世国際第120号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# 7. 世田谷区国際化推進協議会設置要綱

#### 世田谷区国際化推進協議会設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 世田谷区の国際化施策の推進を目的として、世田谷区国際化推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について検討及び作業を行う。

- (1) 世田谷区に係る国際化の施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる会長及び委員をもって組織する。

#### (会長等)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。 (会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員若しくは次に掲げる関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- (1) 学識経験者2名以内
- (2) 英語、中国語又は韓国語を母語とする区民3名以内

#### (作業部会)

第6条 協議会は、協議会の検討及び作業を補佐するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、協議会の委員の所属する課の担当係長、係長又は主査をもって構成するものとする。

#### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活文化政策部文化・国際課において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日31世国際第244号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日3世国際第120号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# 別表 (第3条関係)

会長	生活文化政策部長
委員	総合支所地域振興課長(代表)
	政策経営部政策企画課長
	政策経営部広報広聴課長
	総務部総務課長
	危機管理部災害対策課長
	生活文化政策部文化・国際課長
	スポーツ推進部スポーツ推進課長
	経済産業部商業課長
	保健福祉政策部保健福祉政策課長
	都市整備政策部都市デザイン課長
	教育総務部教育総務課長